

抄本

大蔵省渉外特報 (第八号)

昭和三年八月十七日

バンカー大佐との意見記録

後述 寺外部長記

返迎は八月十七日最高司令官附武官バンカー大佐に面會大要

次の如き會談を行つた

返迎、平日、金融業法に關する司令部の意見を手文せられたる。この場合は

二般系列と日本側に指示して細目は日本側に於て立案するものと

命令せられたる。而して公務上法に關するは其の政令の四月に於て

司令部の第百五に改正を加へると許さないと云ふると聞かされた。此

は貴下から管へ聞かされた司令部の方針に反するの事あるまいか。又

人事委員会の上から先向傍若無人であるとの評判が有り、この

為各府との間に摩擦を生じざる形勢の有り、大蔵省としては、官廳給

ふの問題に就いて人事委員会が財政の立場を主張し、或る程度考慮する

人事行政の見地から、決意をなし、又、これを発表する事となるが、

非常の立場が困難になる。この事は日本政府内部に於て、

中であり、内閣の解決すべき問題として、司令部に於て、

SとEとSとの差に於て、先づ、この point については、

もの考へ

バンカー 給兵水準の如きは、人事委員会の問題であるが、この問題は

給兵規定の予定方針等は、人事委員会の問題であるが、給兵

の問題は、下の三通り、財政並に物価に重大な肉離れ有り、その

Co-Ordination が充分に付けれぬ必要がある。是れは、

Service Priv. の通り、独自の、否、この問題は、今少し、

見立て、判断し、然らば、今朝の新聞に於て、公務員法に關して

百以上の懸念が提起せられて、なると云ふ事がある。司令部に

自分の方から、余り強い確信を述べ、あつても、併し、

結果、後の問題の如きは、後述の問題であるが、各方面の意見を

取入れ、必要が、例、特別職と一般職との区別を人事委員会限り

で決定する事の中であるが、因法に於いて決定する事の、

ある考へて、その所を、判断を下す。此の事は、後述の改正

RE'-0007



制度の弊害に対して大掃蕩としよるものであらう。政治家の進  
放問題が一段落した今日、司令部も意思を表明して、改革の意  
を述べたので、非難方針に觸れぬことには反対意見を仰ぐべ  
も強行すべき必要がある場合があるといふことだ。

後記  
折角の人事行政が強い独立制を主張する結果、三権分立は  
ありと四権分立になる。これは批評を行つて好む。

ハッロ  
自分で言はせれば、五権分立といふ方が、自分は、天皇陛下も決  
立制を、三権分立といふ方が、

後記  
公務員法に向する元此の書簡に対して、全官公代表者の、  
面合して質問を提出し、云々云々と問ひに答へた。

ハッロ  
代表者が自分の秘思を思類と手紙に云々報告は、自ら自ら  
は、會合しなかつた。調査も、その結果をいふ。

後記  
位達率虎と公企業件との否かの問題は、目下政府に於いて行な  
て、その率虎の改定に當つては、それの收入の要務を云々いふことだ。

ハッロ  
公務員法の改正に依つて、通則の通則に配置せるものは、その人  
内に能くをあげようか、未定であり、その結果、政府の財政にも  
影響を及ぼすものがある。

後記  
速急は、公企業件の本は、キレ氏の考へたとの妥協を計らん  
といふもので、はたか、

ハッロ  
大意味に於いては、その通りである。

中央政府は、國民一般に同様のものとして、國民の自由を護  
るが、その機能がある限り、公企業は、それらの限られぬ目的  
為に奉仕するものであり、この点に於いて、最初同様の取扱ひも差  
別がある。両方とも、併し、自身は、キレ氏の速急は、高干  
である。公企業法の、実施は、施行せらるる、例、速急は、  
速急、ハッロの方か、ハッロの方か、

以上

一九四〇年八月

大蔵省海外特報(甲十九号)昭和二十八年八月十八日

マールボロ将との定例会見記録 後述 借外部長記

出席者 北村龍相 後述 借外部長 功而事務官 北村龍相書記

北村 金融事情に關する司令部の仲意を昨の伺ひに於て政府制度

に對して Macaulay の改革を加へるものがあるとして據て研究改良の

必要 Macaulay の改革は要する所、是れは是れ

金融制度に對しては 差程大きな変化を要する。提言は是れ

政府機構に對しては 相當大きな改革も要する。提言は是れ

マールボロ自らの意見、是れは日本側の将来國際進出利便に於て

得文の信用を確保する事である。その為にはアガリカに於て

驗の割出しに長時論は、これを速に輸入するの必要あり

考へ、本件に關するは本側のリテラチュアを知り及ぶこと

尤も研究の要する所の会合の途、中止せらる

北村 尤も研究の要する所の会合の途、中止せらる

次に脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

(後述)より、亦然たる脱税事件は、二ヶ月の法律に於てせられ

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

る。此の法律は、脱税者に對する、法律の实例が去來に於て報告され

0000

附記

マコトの側と見ても、且下何卒、通貨改革と行ふ意図は、いかにあり、  
係項と押入れるに同意する。唯、将来は、日本側の十段目の  
経済政策と実行するかの出来ず、日本のため、日本をインフレと、税  
する。不可能に、税を心かめれば、その際、司令部も、  
何卒の、change of 状況と、とりかければ、なるべく、  
分り、波長に於ては、その時なる、考へて、  
北の、北海道の、改革と、行は、財源あれば、出、  
意を、度、  
進、が、予、の、議、会、也、と、  
公、の、心、要、の、  
マコト、此、時、を、  
体的、  
北の、  
此、  
マコト、  
コ、  
は、  
一、  
一、

北の、  
マコト、  
コ、  
は、  
一、  
一、

附記  
出席者 司令部側 マコト、ケ、持、コ、マ、リ、ソ、ン、リ、ト、の、諸、氏  
一九四八、八、一、九

RE'-0007

0134

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



渉外特報（第九十五号）

昭和二十三年八月八日

石田 渉外次長 記

大藏三現職職員に面するフーパー氏との会談要領

出席者 司令監側

o.s. フーパー課長、マツコイ次長

日本側

原田専賣局長官、前尾造幣局長、原印刷局長

石田 渉外部次長、高橋管理課長、藤原總務課長

牧野専務課長、服部専務官

一、 当方より總括的質問として、専賣機構改組の場合従業員に対し公務員法の適用、業務権及び団体交渉権の有無給與の基準、報酬制の採用等を出したところフーパー氏より次の様な回答があつた。

（一） 改組前の現狀に於ては

イ 公務員法はすべての政府従業員に適用せられる。

ロ 職業権は認められない。

ハ 団体的または其他の方法による交渉権は認められない。

ニ 給與の基準は人事委員会を通じて両会の承認を受けてきめられる職階は一般の政府職員と異なつたものとし其の内容は何如なるタイプのものをとするもさしつかへなきだを兼權植木職。

ライオンをならす人の如し）

ホ 生産能率をあげた場合特別賞與を與える如き事も人事委員会できめる事が出来る。

ヘ 専賣局長官の任期を四年とするときめる事は現在では出来な

いが人事委員規則をもつてすれば可能である。  
もつとも之については其の必要性等につき今後もつと研究を要する公務員法の適用を遂げたがる傾向があるがいやしくも俸給を政府より支給され政府組織の内に在つて法律の適用を行うものはすべて公務員である。

（二） コーポレーションとなつた場合の問題としては之を作る場合の

方針に基づいてきめられるべきであるがその機軸に詳な問題

ケイデイス氏の所管であるその場合

イ 従業員が公務員となるか否かは出資者の如何によるのでな  
くて、俸給を政府が支拂うか否かによつてきめられる

ロ 國民全体の福祉に不可欠なものを生産している様な場合には  
罷業権は認められない、たとえは鉄道には罷業権は認められぬ

ハ 煙草の如きは右の範疇に入るかどうか疑問であるが専賣益命  
の財政上における重要性からその必要があるかは検討に値しよ

三 印刷局の管理工場の従業員を取扱を質問したところフーパー氏は

それは興味ある問題である米國においては裁判所の判決で公務員法  
の適用ありとした列があるがと前提し

四 現在従業員の俸給を会社が支拂つてゐるなら、私企業と考えら  
れる

三 將來の問題としては國民の福祉及び安全を保護するため不可欠  
であるとするは（それが如何にアイダルなものであるかは知ら  
ないが）何等かの保護を必要としそのためには特別の立法を行は  
ねばならぬ

四 たとえば私鉄の如きは石炭倉庫等を運送してゐるので國民の福  
利安全のため必要なものであるから右に該当するものであると答  
えた

三 専従職員に関するフーパー氏の見解は左の通りである

一 今回の政令の範囲においては

イ 政令に違反する如き行爲があつた場合には職場復帰を命じら  
るのみならず弼職も出来る

ロ 共産党員である専従職員が政治活動をする様な場合には日本  
では共産党が認められてゐるのであるから日本の法律に基いて  
判断しなければならぬのでかかるケースについては具体的事  
実を書面を以つて人事委員会に報告し同委員会の意見を附して

当方へ提出各職が意見を發表し又は懸慮をしてはならない  
今後専従者を認めるかと言う問題については

政府職員労働組合は職員にとつて極めて有用であつて、  
組織されたものであれば大いに結好である。その場合に専従職  
員を認めなければならぬ事は当然である。但しその専従者は政府  
の仕事を知っているもので公正に選挙された者である事を要し、少

数で十分である。たとへば千人中一人の割合でも多すぎる。

従來の職を組合とは全く違つた組合で在るべきで經營には干  
與せず専ら福利厚生の点について管理者側と友好裡に折衝すべ  
き組合を言うので従來の職を間違つた組合に専従者を認める意  
味ではない。

米國の印刷局の職員、工員の給與について尋ねたところマツコイ  
氏が次の如く答えた。

(一) 政府事業員の給與は民間企業との均衡をとり時間きめてブリギ  
ーリングウエイヂを基礎とし人事委員会と職員の承認をまつて

職階を定める。

(二) 工員よりもその監督職員の方が高級である職階の内容は責任の  
重さを第一の要素として定められる。

(三) 熟練工が高給なる時はその監督職員も責任が加重されるのでや  
はり昇給する監督責任の輕重は工員の幾の外監督の技倆豫算執行  
上の取扱金額等を基準とする。

(四) 日本の職階の分類は義務及責任の輕重につき充分な分析を加へ  
てゐない。



50 40

省外特報(第九号) 昭和三年八月十九日  
金融業法に關する司令部の意向に付て 渡邊博外務書記

58  
如

金融業法に關する司令部の意向は八月十七日日本側に書面を以て交せられたるが、今日迄は司令部の意向と同一の判断に所次の通り

一 金融業法に關する如河の意向は、命令にはない。但し日本側は強く要する(strongly want)せられた非正式の提議である。

二 金融業法の発表は司令部地方官の同意を得て行はれたが、その所司令部上層部より發表の意向とあるの意見も出て、今正式發表にしようとする。

三 右書面の内容は單一の法律にするの意思あり。故に國の法律にするその旨を原案に依りて修正する。國民の理解に不便である。

四 新設のポストは、金融省とこの権限を分ちられ、その主任は大蔵大臣兼郵傳大臣の地と同一の意味で肉體あり判決に附する。事決に付て、河

五 ポストの構成員は七人とし任期十五年、二年毎に任期が半、半と任期を定め、構成員は廣く各方面の利益を代表する様に選任する。選任するものは總理大臣の提議である。

六 ポストの構成員は政府に属するものと、國會に議席を有するものと、行政官に任命され、補充を任するものとに分けられる。

七 産業と關係するものは、英國の例とは異なる。英國の経験から、このポストが國務全權の勅令に依りて、如河の意向あり、又財務長官は財政の

問題に寄同し、これ金融問題の再考を要する。この様に提議する。産業はポストに非直接に有る問題により、多岐に及ぶ。此上あり、此に

決議方法により、ポストの意向を伏す。従って産業の意向に及ばず、決定の

権利のあり得る。

八 右の様に場合、産業は同意を待たず、國會に於て自ら個人的に及ぼ

九 此の様に決定され、その時、國會は決定に賛成し、補正を提出して説明を仰ぐか、否。

RE'-0007



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



中核の運送に必要となる諸国合の事と詳説するの必要あり  
 本日の議決は、前記の事決りも、その決意が公衆と表す。やうな事あり  
 他を以て運送の運輸の決定と、その事運送の事あり。  
 (二) 本日は、フランス、オランダ、ベルギーの五ヶ国あり、同様の  
 準備の勤務の経験から、オランダの、大津米國の、利及とその、  
 芝子、及び、強い、尚、司令部、の、運送、は、上、述、して、  
 運送、の、強い、長、所、あり。  
 一五〇八八三〇

RE'-0007



極秘

40

大蔵省渉外特報(第九十号)

昭和三十一年八月二十日

金融業法に關する司令部の審議に付て(その二)

渡邊 博 外部書記

金融業法に關する司令部の非公式提議に關し、その旨を判明し、所次通り「發表が問題となつたのはワシントン協定に對し、四谷が中心に折衝に出たので司令部の立場がなるべく妥協の如くある。日本側の發表に同意し、スミスは部内でも比費せられ

(二)ポートの経費と米國式銀行の負担とを以て國費負担とすべし、双方の負担とすべし日本側の負担に委せ、ケルケルの意見とせば相違部を銀行(日銀と金)の負担とするべし

(三)併發の監督もこのポートの下に局を作つて所管せしむべし(併發地言のローソンは必ずしも同意せざるべし)但し法律は別の法律とし

(四)印刷局が管理預金部、を以ての通貨金法に關する事項はこのポートの所管とするべし。(公債は大蔵省所管)例へば、毎年の貸付金の同する、若干計書の作成、本邦の移住者の取扱い等

(五)このポートの地分部分は必要である

(六)他の各府も特に廢版を要し、五條権とのポートに於て意見は異なる

(七)委員の任命は國命の同意を要する(本國の上院)が参議院文とすべし、衆議院とすべし、両院の同意は公債の研究に於て

(八)農業銀行併發の事をよく知り、其の人がポートの構成員とするべし、其の「一部の利益の代表者」人とは困る、この意味は「労働代表」から「従業員代表」と云ふ持を政務の利益代表は不適当である

(九)構成員は他業務との兼務は認められぬ、又任期満了後の再任は原則として認められぬ(例外として、法定当初任命による種々の短期の人

(十)日銀は株式会社として、株主たる各銀行は、持株後の多寡によらず、一行一票の議決権を持つ

(十一)日銀のポート委員は、三人は銀行から選出(全國諸銀行から二人、地方銀行から一人)、山合金融共同(一人)、三人は銀行以外の者とする

RE'-0007

0140

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

のり送去之れ 残中三人は 平上り 録行書者 以のり送付す。  
(2) 農林協同組合 一府 録各一平上り 録行書者 以のり送付す。

以上  
一九四八年三月

RE'-0007



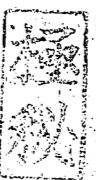
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



大藏省涉外特報 (九十二號) 昭和二十三年八月二十三日  
金融制度改革案に關する  
アリソン氏との會談記録

渡邊 渉外部長記

八月二十三日渡邊は のアリソン財務部次長に面會先般提承  
せられた金融制度改革案に關して大要次の如き會談を行つた

渡邊 本提案は如何なる意味に於ても命令ではなく單なるレ  
コモンデーシヨンと涼解してよいか

アリソン 然り日本政府との討議の基礎 (Main part of discussion) であるにすぎない

渡邊 われわれは處心垣懐にこの提案を權討したい  
アリソン 大藏省がその權限を失ふことを恐れて居るとの印象を  
與へぬことが望ましい

渡邊 同感である、又同時に大藏省や日銀の權力をまばつて  
快識を呼ぶ様な感情論には同意出來ない

アリソン 冷靜な制害得失の權討が必要である

渡邊 目下ケイグル氏から説明を聞いており非常に参考に  
なるがある段階で根本方針をきめなければ事務的に進む  
ことは出來ない

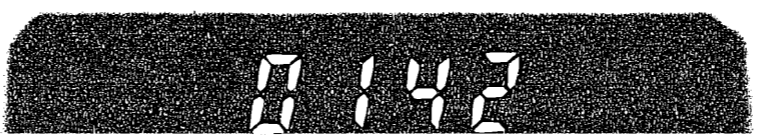
アリソン 大きな方針の決定が先決問題であらう

渡邊 日本は米國とちがつた内閣制度を有して居りこの提案  
をこれとどう調和させるかが問題である

アリソン *Colin's words* とあるのは必しも *Colin's words* なく  
てもよいかと考へる

渡邊 權限を有するものと責任をとるものは同一であるべき  
ものと考へるが今の提案では權限は「ボード」全体が  
持ち責任は「ボード」と必しも同意 であり得ない座  
長がとることになつて居る

アリソン ある程度の權限の委任は考へ得るのではあるまいが  
渡邊 それは程度の問題であらう内閣全体としての方針に影  
響をもつ重要な方針の決立迄委任すると統一のある行  
政は出來なくなる



尙一般論として本提案はあまりにも米國の制度そのまゝの敷衍してあると思ふ

アリソン

米國で旨くいつたものだからといつて必しも日本で旨く行くと自分は考へて居ない又米國の制度自体もまだ未完成の點が少くない

渡邊

われわれは占領軍が去つたよき日に修正されて了ふ様な制度は作りたくない日本に永くのとるよき制度を作りたいそれには日本の實じようを充分とり入れる必要がある

アリソン

全く同感である

極秘

大蔵省渉外特報 (第九十三號) 昭和二十三年八月二十五日

マーカー少將との定例会見記録 渡邊 渉外部長記

(蔵相は事故の爲遅参)

出席者 司令部側 マーカー少將 ベーカー ファイン コーエン

ルカウント リードの諸氏

日本側 北村蔵相 渡邊渉外部長 柏木事務官

マーカー少將 金融業法に關する審議の状況如何

渡邊 昨日、蔵相、安本長官、日銀總裁の三人が協議した。今何も

根本的な方針に就いてはこの三人委員会で審議を續ける予定

である。一方技術的な問題については相互の担当官同志の間

で研究を進め度い

マーカー少將 ファイナンス・デイウィジョンではキアピネット・ランクと

あるのは、關係の意味であると説明したとの事であるがさう

か、必ずしもさうではないが、その様な意見もあつた。

渡邊 ファイン (ルカウントを願みて) 安本の勝部氏の話に依れば確に關係

である可きだと述べたとの事である。

ルカウント 必ずしもさうは考へて居ない

マーカー少將 キアピネット・メモバーには可きではない。この點をはず

さりしてをき度い。尙本件について日本側の遠慮のない意見

を成る可く早く提出してもらいたい。これと同時に大体のと

り運びの時間割を出してもらい度い遷延の結果政治問題にな

るとするさいから出來得る限り早くきめ度い

渡邊 大臣に傳達しよう、次に石炭の消費者補助の財源について提

案をしたから審議願度い

マーカー少將 審議の結果提案のあつた財源は何れも適当なもの考へられ

ない。才入才出の實績を検討してみても予算に比べて如何なつ

て居るかを先づ知る必要がある若し赤字があつても帳渡しに

なつてしまふ政府は才計の総合的な検討が必要である。

大臣出席 渡邊から徴税に關する報告書について説明、マーカー少將

ベーカーより脱税者の具体的實例について至急徴税方督勵され

た。又共産黨の反税運動に關して質問があり、これが對策に

ついで意見の交換が行はれた。

北村 専賣事業の問題については毎週會議と聞いて検討中である。  
マーケット 次の時迄に大体の考へ方を書面で提出せられない、勿論最終的な意見でなくて結構である。

北村 給 準に關して人事委員會に於いて意見を決めると云ふ  
であるか、この問題は經濟政府全般に關係があると思ふが  
濟料學的として如何考へてをられるか

マーケット 大藏大臣がこの問題に關心を持たれる事は当然の事と思は  
る。この問題に關して甚しく困難と生じた場合には正式の  
入れをせられれば然る可く處理したい。

北村 自分は名目賃金の引上よりも寧ろ實資賃金を確保する方向  
努力したいと考へる。

マーケット 吾々が問題にするのは常に實資賃金である。

RE'-0007

0145

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0145

は第二次的なるものと思ふ。前本件に於てはワシントンから

原則的に同意する旨の電報が来たがワシントンには原文を急電

る機に於て来て居る自らはワシントンに對して対日援助の

追加を毎日の様に要求して居る。若しこの様な援助を機密して

らいて居れば司令官の電報の趣旨の突進を演かすに因つても

いた。

渡 渡 渡のいはれる事は経済問題について政治を奔走を認め

もらいたいといふ。経営でなく内閣の政務に對して渡渡が

これに一致しない。渡渡方針を立つた場合には混乱を生ずる

れて知られるものと見える。近縁のアメリカの議院によれば

選挙連勝会との前途等との間に意見の不一致があり通商

ついで方針が二途に出で困つて居るといふ事である。この

が日本に於いて知らぬ事が増ましうと思はれる。

アスト氏の個人的意見の対立の原因である様に思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

北 村 渡渡は自らも他人が知らぬ事が増ましうと思はれる。

大蔵省抄録(第九十四号) 渡渡の定期会見記録

出席者 日本側 北村 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡

司 渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

北 渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡

渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡 渡渡、渡渡



し公企業に、その旨を再出で頂きたい。  
北 本日から取調開始が施行されるので今から取調準備を行なうこと  
と考えているその施行状況については自分も関心をもつて  
向 日本自身は政治と経済との分離を主張したが大臣は政治家  
あるのに、就して自分は経済を担当している處にこの様な感じを  
もつのかも少しれないが自分は必ずしも自分の意見を無理に押し  
つけしよとするものではない。大臣のこの問題に關する選心  
も充分了解し得る所であるから出来る限り早く結論を出した  
いものと考える。  
又又本件についてワシントンへの談話を得られた事は若田總理を  
の儘必要な趣には話して頂いて下さいか公表せられたい様にして頂  
頂きたい。

RE'-0007

0147

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

渉外特報（第九十五号） 昭和二十三年八月八日

石田渉外次長 記

大蔵三現職職員に關するフリーバー氏との会談要領

出席者 司令部側 O.S.フリーバー議長、マツコイ次長

日本側 原田專賣局長官、前尾造幣局長、原印刷局長

石田渉外部次長、高橋管理課長、藤原總務課長

牧野特務課長、服部事務官

一 当方より總括的質問として、専賣、機務、改組の場合従業員に対し公務員法の適用、業權及び團體交渉權の有無給與の基準、報奨制の採用等を提出したところフリーバー氏より次の様な回答があつた。

（一）改組前の現狀に於ては

イ 公務員法はすべての政府従業員に適用せられる。

ロ 業權は認められない。

ハ 團體的または其他の方法による交渉權は認められない。

ニ 給與の基準は人事委員会を通じて両会の承認を受けてきめられる職階は一般の政府職員と異なつたものとし其の内容は何如なるタイプのものをするもさしつかへないやだど先種植木職。ライオンをならす人の如し。

ホ 生産能率をあげた場合特別賞與を與える如き事も人事委員会できめる事が出来る。

ヘ 専賣局長官の任期を四年とするときめる事は現在では出来な

いが人事委員規則をもつてすれば可能である。もつとも之については其の必要性等につき今後もつと研究を要する公務員法の適用を遂げたがる傾向があるがいやしくも俸給を政府より支給され政府組織の内になつて法律の制限を行うものはすべて公務員である。

（二）ローボレイシモンとなつた場合の關係としては之を作る場合の



方針に基づいて定められるべきであるがその機體に關する問題は  
ケイデイス氏の所管であるその場合  
イ 従業員が公務員となるか否かは出資者の如何によるのである  
くて、俸給を政府が支拂うか否かによつて定められる  
ロ 國民全体の福利に不可欠なものを生産している様な場合には  
罷業権は認められない、たとえば鉄道には罷業権は認められぬ  
ハ 煙草の如きは右の範疇に入るかどうか疑問であるが専賣益金  
の財政上における重要性からその必要があるかは検討に價しよ

ニ 印刷局の管理工場の従業員の取扱を質問したところフーパー氏は  
それは興味ある問題である米國においては裁判所の判決で公務員法  
の適用ありとした列があるがと前提し  
ト 現在従業員の俸給を会社が支拂つてゐるならば私企業と考へら  
れる

（一） 將來の問題としては國民の福利及び安全を保護するため不可欠  
であるとすれば（それが如何にか）アイタルなものであるかは知ら  
ないが何等かの保護を必要としそのためには特別の立法を行は  
ねばならぬ

（二） たとえば私鉄の如きは石炭食糧等を運送しているので國民の福  
利安全のため必要なものであるから右に該当するものであると答  
えた

三 専従職員に關するフーパー氏の見解は左の通りである

（一） 今回の政令の範圍においては  
イ 政令に違反する如き行爲があつた場合には職場復帰を命じら  
るのみならず解職も出来る  
ロ 専従職員である専従職員が政治活動をする様な場合には日本  
では共産党が認められてゐるのであるから日本の法律に従つて  
判断しなければならぬのであるからケースについては具體的專  
実を審面を以つて人事委員会に報告し同委員会の意見を附して

当方へ提出各職が意見を發表し又は決議をしてはならない

二 専従者を認めるかと言ふ問題については

イ 政府職員は労働組合は職争にとつて極めて有用であつて適當に組織されたものであれば大いに結好であるその場合に専従職員を認めなければならぬ事は当然である但しその専従者は政府の仕事を知っているもので公正に選挙された者である事を要し少

額で十分である(たとへば千人に一人の場合でも多すぎぬ)

ロ 従來の様な組合とは全く違つた組合で在るべきで經營には干渉せず専ら福利厚生の点について管理側と友好裡に折衝すべき組合を言うので従來の様な間違つた組合に専従者を認める意味ではない

四 米の印刷局の職員、工員の給與について尋ねたところマツコイ氏が次の如く答えた

(一) 政府専業員の給與は民間企業との均衡をとり時間きめてブリヂャーリングウェイヂを基礎とし人事委員会と職会の承認をまつて

職階を定める。

(二) 工員よりもその監督職員の方が高級である職階の内容は責任の輕重を第一の要素として定められる。

(三) 熟練工が高給なる時はその監督職員も責任が加重されるのでやはり昇給する監督責任の輕重は工員の彼の外監督の技輔豫算執行上の取扱金額等を基準とする。

(四) 日本の職階の分類は義務及責任の輕重につき亦分な分析を加へていふ。

司令部関係重要折衝事項

67 489117

渉外部

主計給與局関係

公邸について

官邸宿舎等を統一する案として主計局より公邸  
 公邸無料宿舎、有料宿舎の四種別を提案した処  
 司令部側は主計局給與局の同意する案を提出すべき  
 1. 主計局給與局の同意する案を提出すべき  
 2. 分類は無料公邸、有料宿舎の二種類でよかろう  
 3. 主計局給與局の同意する案を提出すべき  
 4. 分類は無料公邸、有料宿舎の二種類でよかろう  
 5. 主計局給與局の同意する案を提出すべき  
 6. 分類は無料公邸、有料宿舎の二種類でよかろう  
 7. 主計局給與局の同意する案を提出すべき  
 8. 分類は無料公邸、有料宿舎の二種類でよかろう  
 9. 主計局給與局の同意する案を提出すべき  
 10. 分類は無料公邸、有料宿舎の二種類でよかろう

銀行局関係

預金部と簡易保

簡易保険のファンドを郵貯等より分離し、近信省に  
 おいて之を運用する案についてカウソントは現在  
 通り預金部が一括運用する方法がよいと結論を下し  
 た。尚リード代は現在のままの運用でよいが、下  
 リターンをやるべきだと述べた。

福井保険問題に

1. の意見によれば福井震災に伴う保険金支拂の問題  
 については、保険会社は如何なる意味の負担も負ふべ  
 きではないか。問題は、救済の建前として、処理すべき  
 随つては、保険加入者として区別なく、一様に救済資金  
 を以て救済すべきだと述べている。



マーカーカット少將との定例會見記録

渡邊 渉外 部長 記

出席者

日本側 北村 藏相、渡邊 渉外部長、柏木 事務官  
司令部側 マーカーカット少將、マクダモット、フアイン、コ、  
エン、ルカウント、リット、シヤベル諸氏

北村 金融制度改革提案に關する我方の審議は未だ結論には達しな  
~~な~~ 問題となつた諸點に付て中間的に報告したい

(書類を以て金融機關の監督、銀行の預金準備等に關する問題を所管する  
ノン・ポリチカルな政府機關を設置するとは同感であるが若し司令部  
提案の「通貨及信用政策」の意味が金銀の問題、外國爲替の問題其他  
般的國民の利害休戚に關する政策をも包含するとすればこれ等の問題は  
内閣の一般施政の方針と充分連繫を保つ必要がある。事その他意見を聞  
陳)

マーカーカット 此のボードに屬すべき権限を制限せんとする理由如何  
渡邊 アメリカの通貨制度を見てもニューディール以來財務省に通貨  
政策に關して相當の権限を賦與して居り大統領が自らの經濟政  
策を行ふ爲には獨立性の強い聯邦準備理事會では思ふ様に  
かぬ事情があつたと了解して居るこれと同様の問題が日本でも  
あり得ると考へる

マーカーカット アメリカの制度がすべて一番よいとは考へない  
渡邊 その點は全く同感である。尙このボードの構成は政治的影響を  
出來も丈排除して商工業、農業、金融等各方面の利益が代表さ  
れる様配慮すべきものと考へるがどうか  
マーカーカット 結構であるが金融の問題だから金融界の意向が充分反映される  
べきであらう

渡邊 労働側代表を入れるといふ考へ方はどう思はれるか  
マーカーカット それは政治をもち込むことになるからその意見はとまな。尙  
英國その他の國の制度も研究を要するであらう  
マーカーカット 英國銀行は國有となり寧ろ反對の方向に進んで居る  
北村 金融機關の國營反對は自分の持論である  
マーカーカット 大臣の御考へに同感である。

渡 邊 本提案の取扱ひに關して三人委員會のみでなく廣く各界の意見を反映せしむべしとの聲があるが場合により審議會の如きものを設けて意見を聞くことはどう思はれるか

マーケット 趣旨結構と思ふその扱ひをすることに異議はない

北 村 簡易保険を預金部から分離し、その要があるが司令部の考はどうか

ルカウツト 現状に變更を加ふことには賛成出来ない、又少くとも金融制度の改正案が具体化する迄は手をつけるべきでないと思ふ

リード 簡保では預金部が不當に簡保の利益を利用して居ると批難して居る

ファイブ 制度としては現行通りとして運用上修正すべき所を修正すればよからう

北 村 取引高税施行に關する報告をお目にかけて度い

マーケット 之は脱税し易い税である。施行の初期に充分勵行される慣習を確立する必要があると考へる

北 村 今朝の新聞にフーバー氏の言として傳へられて居る所によれば給與豫算の編成構は人事委員會と大藏省と同格であるとの記事があるが此の點は自分も妙からず關心を有する

マーケット 人事委員會が自分の立場で給與額を計算することに干渉することは出来ない。しかし人事當局はともすれば甘くなる可、能性がある。大藏省は各省の各種の要求と同様に之を査定すべきものと考へる

北 村 人事委員會の話では各省に人事局を作れと云ふことである。これは一例であるが役人の定員は戦前の五倍になつて居りその上に司令部の各部署からの要求で機構が擴充される傾向があり、これは財源のない際に困ると思ふ

マーケット 此の點は自分も個人特に非常に關心をもつて居る具体的な資料をなすべく早く書簡を出していただきたい。

北 村 次に福井の震災の保険支拂の問題はどうなつて居るか。

マーケット 契約上は義務がないが救済の方法を考究中である

北 村 保険會社に支拂の義務を負はせるとは不適當であるし保險をかけたものと、かけぬものを區別するのはおかし

北 村 保險會社からは單に救済の標準を定める資料の提出を求め

重税をかける気はない。救済的支出を爲すべきであらう。  
シヤベル 震災地には所得税減免も行つて居る。  
マーカット 所得税は所得があればかけるしなればかけないのだから  
シヤベル 災で減免するのはおかしいのではないか  
マーカット 日本ではこれが慣例であつて支拂能力を考へた措置である  
シヤベル 電産及COMCOの給與問題は民間の給與ではあるが政府の責任  
にかゝつて來る問題だから各大臣連絡の上至急立案して  
いきたい



0000  
お

大蔵省渉外特報 (第百七号) 昭和二十三年九月九日  
渡邊渉外部長記

九月六日。司各特リーガル・マシンの専断により、左の通り公費買付問題の  
出席者。日本側。編島官房次長、佐藤法制長官、野田大蔵次官

新田博蔵酒造長官、渡邊渉外部長、下し権助次官

司各特題。マシンのオナロー・マシンの以上二社(オナロー・マシンの)が  
他一人

外交  
印

マシンの専断により、左の通り公費買付問題の  
出席者。日本側。編島官房次長、佐藤法制長官、野田大蔵次官  
新田博蔵酒造長官、渡邊渉外部長、下し権助次官

マシンの専断により、左の通り公費買付問題の  
出席者。日本側。編島官房次長、佐藤法制長官、野田大蔵次官  
新田博蔵酒造長官、渡邊渉外部長、下し権助次官

マシンの専断により、左の通り公費買付問題の  
出席者。日本側。編島官房次長、佐藤法制長官、野田大蔵次官  
新田博蔵酒造長官、渡邊渉外部長、下し権助次官

マシンの専断により、左の通り公費買付問題の  
出席者。日本側。編島官房次長、佐藤法制長官、野田大蔵次官  
新田博蔵酒造長官、渡邊渉外部長、下し権助次官

マシンの専断により、左の通り公費買付問題の  
出席者。日本側。編島官房次長、佐藤法制長官、野田大蔵次官  
新田博蔵酒造長官、渡邊渉外部長、下し権助次官

マシンの専断により、左の通り公費買付問題の  
出席者。日本側。編島官房次長、佐藤法制長官、野田大蔵次官  
新田博蔵酒造長官、渡邊渉外部長、下し権助次官

マシンの専断により、左の通り公費買付問題の  
出席者。日本側。編島官房次長、佐藤法制長官、野田大蔵次官  
新田博蔵酒造長官、渡邊渉外部長、下し権助次官

マシンの専断により、左の通り公費買付問題の  
出席者。日本側。編島官房次長、佐藤法制長官、野田大蔵次官  
新田博蔵酒造長官、渡邊渉外部長、下し権助次官

00040

大蔵省渉外特報（第九十八號）

昭和二十三年九月十五日

ファイナン博士との會談記録

渡邊 渉外部長記

出寄者 日本側 北村藏相 渡邊渉外部長 柏木事務官

司令部例 例) ファイン、コーエン、ルカウント、サノの諸氏

581

北村

ファイナン マーカット少將の都合に依り日本の會談は自分が代理する  
村 専買事業の改革に關しては審議會に於いて(一)現行の制  
度を基として會計等に關して若干の改正を行ふ案(二)公  
企業体に改組する案の二案を作製し検討中であるが自分と  
しては第一案の方が望ましいと考へて居る。(書類配付)

ルカウント  
サノ

専買事業に關する限り公企業体にしない事が望ましいと吾  
々も考へて居る。

渡邊

先週木曜日(九日)リーガル・セッションに於ける會議に於  
いては従來マーカット少將から聞いて居た處と異つて公企  
業体にする事を要望せられるが如き印象を受けたがこの點  
に關して司令部内の續一された立場を速に明かにして頂き  
度い。

ファイナン

承知した、出來れば來週の會談に間に合はせよう。

北村

金融制度の改革に付いては先週土曜日(十一日)財界關係  
者との會合を開いて検討を行つた、今週中にこの種の會談  
をもう一度開催しその上分料會を作つて更に研究を進める  
つもりである、尙細目に關してはファイナンス・デイウイ  
ジョンと共同作業を開始して居る。

ファイナン

(土曜日の會合の議事要録を配付)  
徒らに遷延政策を採る事なく審議完了の目標日を決定して  
貰ひ度い。自分は日銀總裁の主張を聞き又先週藏相の提出さ  
れた書類を見て日銀と大蔵省とは馴れ合ひ試合(Shadow boxing)  
をやつて居る様な感じを受ける。

北村

日銀と大蔵省とは立場の相違はあつても卒直に話し合ひを  
して居り一致した結論に達するものと思ふ。

RE'-0007

0156

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ルカウント 市中銀行の意見を反映させる事が極めて大切と考へる。  
北 村 同感である。

次に官廳定員の増加に關して先週マーカット少將から要求のあつた資料を持參したから御覽願ひ度い。

(渡邊より一般會計の定員の増加狀況、行政整理に依る削減人員及び目下各省より要求中の人員増加に關して説明し、また人員増加の原因が司令部内各部署の要求によるものが多い點を指摘し、司令部内に於ける検討を要望した)

北 村 取引高税に關して民主自由黨はその廢止をとなへその代りに酒税の増徴を提案するとの事である、取引高税は施行になつたばかりであつた、これが勵行を期せなければならぬ、實際に政治的理由から反對される事は遺憾に考へる。

フアイン 取引高税を存置す可きか廢止すべきかの問題は國會に於いて決定せらるべき事であつてこの間に司令部がまき込まれたくない、また反對黨が酒税の主張をしても司令部は直接これと交渉をする立場にはない、蔵相の良いと信ぜられる處に依つて反對意見と闘はれる事が當前であらう。

ルカウント 取引高税がかゝるかどうかが公團のやうに明文上はつきりしてゐないので、委員會の方ではかからぬと主張してゐる。この問題は大蔵省が委員會と相談の上、法律的解釋を下すべきものと思ふ。問題が未定の間は物品の處分等に支障を與へる。

北 村 研究しよう、次に北海道に於ける石炭補助金の問題は財源の點で結論が出ない爲困つて居る、北海道は既に寒くなつてをるが昨年は今頃迄に四十萬トンの配給をしたのに對して今年は十萬トンしか配給されてゐない、何としても急速に問題を解決する必要がある。

フアイン 財源の得られる見透しきへつければ現實の収入が遅れても補助金を支出する事には差支へない、問題は財源である。

渡 邊

十五億圓の財源は、何とか考へられると思ふが、一方で予定通り收入されるか否かといふ事についての見透しを適確に説明した上で、得ればならないとなかなか難しい。

フアイン

吾々は日本例の提案の邪魔をしようとはして居ないし、必要以て厳格な態度をとるつもりもない、協力をする用意があるから、具体的な提案を早くされるがよからう。

以上

RE'-0007

0158

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

大蔵省 渉外特報

(第九十九號) 昭和廿三年九月十六日

總務局長

大蔵大臣フリーバー氏會談 記録 渉外部 柏木 事務官 記

九月十六日午後四時半より約三十分間、大蔵大臣と司令部  
議長フリーバー氏との間に大要左の通りの會談が行われた。 G.S. 公務員

出席者、北村大蔵大臣、渡邊渉外部長、北村秘書官、渉外部柏木事務官

フリーバー、マツコイ兩氏

先づ大蔵大臣より初對面の挨拶を述べ、フリーバー氏の盡力に對し謝意を表したに對し、フリーバー氏より今後とも協力して仕事を進めたい希望の發言があつた。

大臣 日本は窮乏した財政状態に於いて税負担は極限に近いので

私は財源を見出すのに非常に困難を感じてゐる。

フリーバー氏

政府が資金を入手する方法は二つより外にない。一は収入を増することであり、他は経費を節約することである。日本政府は後者に對してもつと努力すべきである。その一の方法として行政事務をもつと能りつ化することである。

大臣

本年は米の作柄も良好だし、金價行情が好轉して來た。生産も上昇を辿り、闇物價は低落の徴候が見える。かやうじやインフレが緩和し經濟的環境が良くなつて來たのであるから政府職員は給子問題も從來の様に名目賃銀引上の準備に終始することを止め、實質賃銀の充實の面より研究すべき段階に來てゐるやうに思ふ。

フリーバー氏

日本政府職員は非能りつに付てはいろいろ問題があるが第一の勞働問題は今般片附いた、從來不純分子が入り込んでこの問題が紛糾したがそれに對しては十分對策を講じてゐる。第二の問題は政府職員に對して適正なる給子を與へることである。政府職員が最少限度の給子を保障されず、同一の勤勞に對して民間より低い給子を受け、差別待遇を受けてゐる限りは行政の能りつ化といふことは考へられぬ。適正

なる給與である限りに於いてはそれが金錢給與(Money)である  
うが實物給與(Goods and services)であらうが之を問はないが、  
兎に角適正なものでなければならぬ、給與に付いて御意見が  
あるなら、廿四時間内に人事委員會に提出されたい。目下  
人事委員會と司會部の當課との間で給子の研究を進めてゐる  
最中なので、参考にしたい。

大臣

御意見には同感である。  
それでは私の意見を未だ抽象的ではあるが、人事委員會に  
申入れて置かう。

日本の官史の数は昭和七年當時に比し五倍半に増えてゐる  
それから考へても能りつ化の余地は充分にあるやうに思は  
れし、財政を坦當する大臣として何とかしたいと考へる。  
それに付いて御願に上らねばならぬこともあるかも知れぬ  
が宜しく願ひたい。

フリーバー氏

能りつ化を要する點は同意見である。私は大いに大臣を援  
助するつもりだが、その代りに人が多すぎる場合、非能り  
つ的な事務遂行等を發見したら内閣が思ひ切つて之を是正  
して欲しい。

大臣

インフレを終了せしめ經濟を安定させ、以てアメリカの多  
大の援助に報いることが私の責務であると心得てゐる。今  
後とも財政上の問題で御伺ひせねばならぬだらうが宜しく  
願ひたい。

フリーバー氏

アメリカに「報いる」といふことでなく、双方で協力する  
ことである。私は協力を、おしまぬつもりであるから大臣  
協力して欲しい。



Handwritten signatures and initials at the top of the page.

大蔵省渉外特報(第百号) 昭和廿三年九月廿二日  
渡辺渉外部長記  
出席者 日本側 北村蔵相 渡辺渉外部長 松木、宮沢両事務官  
司令部側 ファイン ルカウント リード シヤベル サイの諸氏

北村 専賣事業の改組に關しては大蔵省としては公企業体にする事なく現状を基とし必要なる改善を加える事が適當であると考へるがリーガル・セクションから公企業体にすべしとの意圖が表明されて居り司令部の眞意が明かでない。その後の發展があらは承り度い。

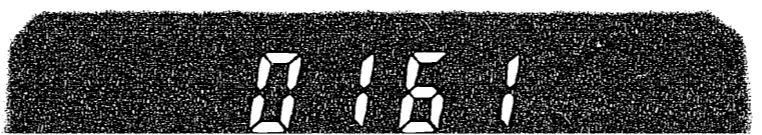
ファイン 昨夜マーカット少將から聞いた処では最高司令官の意圖は公企業体にする事を望んでおられる模様である。これは主として労働問題としての角度から來た結論である。従つて財政上の見地に立つた各種の主張は充分これを取り入れる余地がある。大蔵省から提した公企業体の案はあまり適當とは思われぬ。現行形式は公企業体にして其質は現状と余り異らぬものにした。

渡辺 公企業体といつても随分いろいろある筈である。この場合ストライキは認めるか、又団体交渉権は認められるか。

ファイン その点はロスの問題であるからロスの目上しては答をたくない。リード 公企業体について研究してみたが、官業と公企業体との差は訴訟上の権利義務を有するか否かという事がアメリカにおいては唯一の基本的な相違である。

北村 北海道暖房用炭の補助については既にファイン博士の手許に財源に關する書類を提出しておいたがこれでは不完全なものかもしれないが收入見込が結局予想であるから嚴密な計算は出來ない。一方北海道では既に降雪を見て居る等もあり急遽解決を希望する。あの書類では不完全どころか極めて不十分である。リード 書類は十億三千七百万円と書いてあるが公團からの説明によれば四十五億圓の巨額に達する由である。

RE<sup>9</sup>-0007



北村 本年は米の作柄も良いし税収の見込は充分達成されると考  
える。

サノイ 逡草は、六ヶ月間に年度間の計画の三十パーセントしか割  
合が着つて居ない。

フアイン 本年度予算の所得税の見込は相当、水増し、がしてあり、  
額を許さない。司令部は理不盡に要求を拒絶する氣はないが  
確實な歳入か又ははつきりした歳出の削減の計画が提出され  
ない限り本件の承認は困難である。

北村 金融制度改革に關する審議は六つの分科会を設け急速審議  
を期して居る。

ルカウイ 遅々としては居るが進行している事は喜ばしい、唯司令の  
議事録を見ても極めて抽象的一般論が多い様であるが至急に  
具体的な結論を得て次の臨時國會に提出せられたい。

北村 臨時國會の辟頭提出は困難であるが出来得る限り努力する  
つもりである

リード 次に政府委員の給與の問題についてG SからE S Sに連絡が  
あつたなよは吾々に出張する限り早く知らせて頂きたい。

北村 本日迄の処置字に關しては何等連絡がないが例えば、官吏  
に對する住宅の提供問題についてG Sと話合をした処によれ  
ば官吏の住宅はすべて厚生施設としてでなくビジネスとして  
計画すべきものであつて給與はすべて令議によつて同一の仕  
事に對しては同一の給與を與える建前をとるべきものである  
との結論に達した。

北村 フーヴァーアー氏との会談の際に誤解があつたかと思ふが自  
分は官吏に家物給與を與える考案ではない。一時的に配給を  
充実する事等によつて突賣資金の確保を主眼とすべきものと  
考へて居る。



フライン

その点全く同感である。日頃から連絡が切つた場合は早速大蔵省に傳達する事にしてしよう

北村

政府職員の縮減について政府は努力しているが司令部の意嚮によつて機轉の拡充されるものも少くない。例えば逓信省が二分されて二省になり人数も非常に増加した。司令部内において機轉拡充の傾向を助長しないように協力願ひたい

フライン

逓信省二分案は最高司令官の意見であるから已むを得ない。日本政府は行政整理をやると云い乍ら実績が著っていないではないかそれを湖に上げて司令部を非難するのは、最善の防禦は攻撃なり、という作戦ではないか

北村

その様な考えは毛頭ない、日本側で節約をする努力は充分するつもりであるが司令部側の協力を求めたい趣旨である。吾々は常にその点について大蔵省と共通の立場に立つており現に最近も新部局設置の提案を部内において抑へた事案も

リード

ある

北村

八月末現在の税収入の報告をしない(書頭証付)ンキヘル 八月末現在の税収入が千萬の二三、八%になつてゐるがこれは前年度の二〇、五パーセントに比して相当の改善と考へる

北村

正金銀行からその購物を東京銀行が買取る件について薄價九千万円のものも九億円にせよとの話がC.L.C.の方からあつたと聞いている正金の債権者も勿論保蔵しなければならぬが新銀行に買取るよりも、買取る者に迷惑をかける事も避

北村

本件は目下審議の最中であり未だ結論に到達してゐない。超過供出米に關して三分ノ二は賦税をしたいといふ案が目下考慮されてゐる

フライン

一部の人員に對しての特別扱をする事は到底考へられない。石炭鉱夫について同様の要求があつたが司令部はこれを否決した

以上



大蔵省渉外部特報（第百五號） 昭和二十一年九月三十日  
 公社法案に關する政府司令部間會談要録 渉外部 柏木記

鐵道專賣兩公社法案に付政府側法務廳、大蔵省、運輸省、司令部リ  
 ガル、各セクションの第二回合同會議を九月三十日午後二十四  
 時開催、主として公社の労働關係を對議した。會議の内容は大要左の  
 通りであつた。

出席者 法務廳 佐藤法制長官、林部長外

大蔵省 野田次官、渡邊官房長、原田專賣長官、阪田主計  
 局長、柏木事務官

運輸省 下山運輸次官、總務局長外

リーガル アツプル、モナガン

ヒューマンリソース

ヒューマンリソース

リーガル、セクシンのアツプル氏議長として本日の會議の目的を説明  
 した後、先づ、最高司令官の首相宛書翰發出後のポツ政に依る不安定  
 な状態を速に安定化し、正常な状態に戻す緊要性を力説した。従つて  
 兩公社案をまとめ上げる迄には後數日を残すのみとなつたので、全員  
 の努力を促した。

佐藤 藤 時間の關係で今日提出した鐵道專賣兩公社法案は未だ意見

の一致を見ない點もあり大蔵運輸兩省案であるので、統一  
 した日本政府案は遺憾ながら未だ完成してゐない。

アツプル 兩案には勿論若干の差異はあるが、大体共通した點が多い  
 ので、先づ共通點から研究する。

労働關係。これはマ書翰もあり、また論議の多い點である  
 が、要するに實際的な原則、労働側經營側双方に  
 納得のゆく原則を發見することである。スト禁止、完全な  
 団体交渉権の否認、強制的仲裁の三點は誰も異議はない。  
 議論は寧ろ細部の點、例へば神才機關の選任方法、労働關  
 係の所管をどの官廳に置くか等にある。

これらのことは日本にとり新しい制度なので、司令部で若干のサゼクションを用意した。これは慎重検討した結果であるからそのつもりで含んで欲しい。全文は今朝佐務廳に渡したが要旨は左の通りである。

一、兩公社の労働關係を規律する爲別の單行法を用意する。兩公社に特有の必要に基く特別規定のみを各公社法に入る。

二、調停及仲才機關の選任については、あくまで労働側、労働雙方に信任される公正中立の第三者が選ばれるやう留意しなければならぬ。ところが鐵道公社について等は、運輸大臣は少くとも經營側の肩を持つものが見られ勝であるから選任には關與すべきでない。

三、従つて労働關係の所管も運輸大臣の下に置くことは適當でない。

四、司令部が一應サゼクションする方法は、中務委員中立委員に調停委員の選任をまかせ、仲才機關三名についていへば労働雙方で候補者を選びその中から相手方が一人づつえらびその兩者の更に一名をえらぶ方法と中務委員中立委員がえらんだ有能が七八位の候補者の間から労働雙方の話し合で三名選ぶ方法とある。いづれにしても兎に角仲才は最終的に雙方を拘束するから、労働雙方が納得することが最も肝要である。

山 仲裁が經營側を拘束するといつても、公社で實行出來ない場合はどうするか

アツフル 給與の減訂等經費の増額を要する場合國會の承認があつても始めて、及前に經營側を拘束する。

(二) 團體交渉の範圍。日本側の案は狭すぎるものと考え、原則として經營に互い得ないのは勿論であるが、例外として労働者の安全に關する問題、人の削減の方法については團體交渉の範圍的とすべきである。限界は必ずしもはつきりせ

ぬがそれが殿存することは忘れてはならない。  
(三) 団体交渉の當事者の選任方法。これは日本側案の通りしかく簡単に出来ない。組合が二つ以上出来た場合をと想定して置く必要がある。

モノガン(四) 従来適用のあつた労働基準法その他の特別の労働保護規定は公社設置後も適用あるものとすべきである。

(五) 公社労働関係法の適用を受けるのは公社の職員に限定されるが私鐵の運行停止の爲國鐵の運営に直接支障を與へる場合は、私鐵を一時接收して公社法の下に運行させ得る緊急権をべきである。これは「マ」書翰にないし實行上いろいろ問題はよろうが一つのサゼスチオンとして研究して欲しい。緊急権の規定は鐵道の公社法案に織り込むべきものを考へる。尙專賣の方にはかかる権能を與へる必要はないものと思ふが研究して欲しい。

緊急権の發動は、鐵道公社の理事會の與求に基き内閣より之を行ふ。私鐵は接收中公社労働関係の法律の適用を受ける罷業は禁止され、私鐵の職員が引續き私鐵を運行する。

アップル

予算、會計、經理、検査について司令部として未だ研究中で明日午後申上げたいと思ふ。

モノガン  
公社の法人として共通な規定については明日もつと詳しく申上げるつもりであるが、日本側の案に於いて定款で規定することになつてゐる事項も法律に規定すべきであらう。

公社法が公社の定款であるとの考へ方より專賣を一つの公社とすることになつてゐるが今の段階としてはそれによからう。  
專賣については專賣事業法との關係、特に取締が重要である。

40 支那銀行外務省（第1011号）

昭和二十三年五月二十八日

北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所

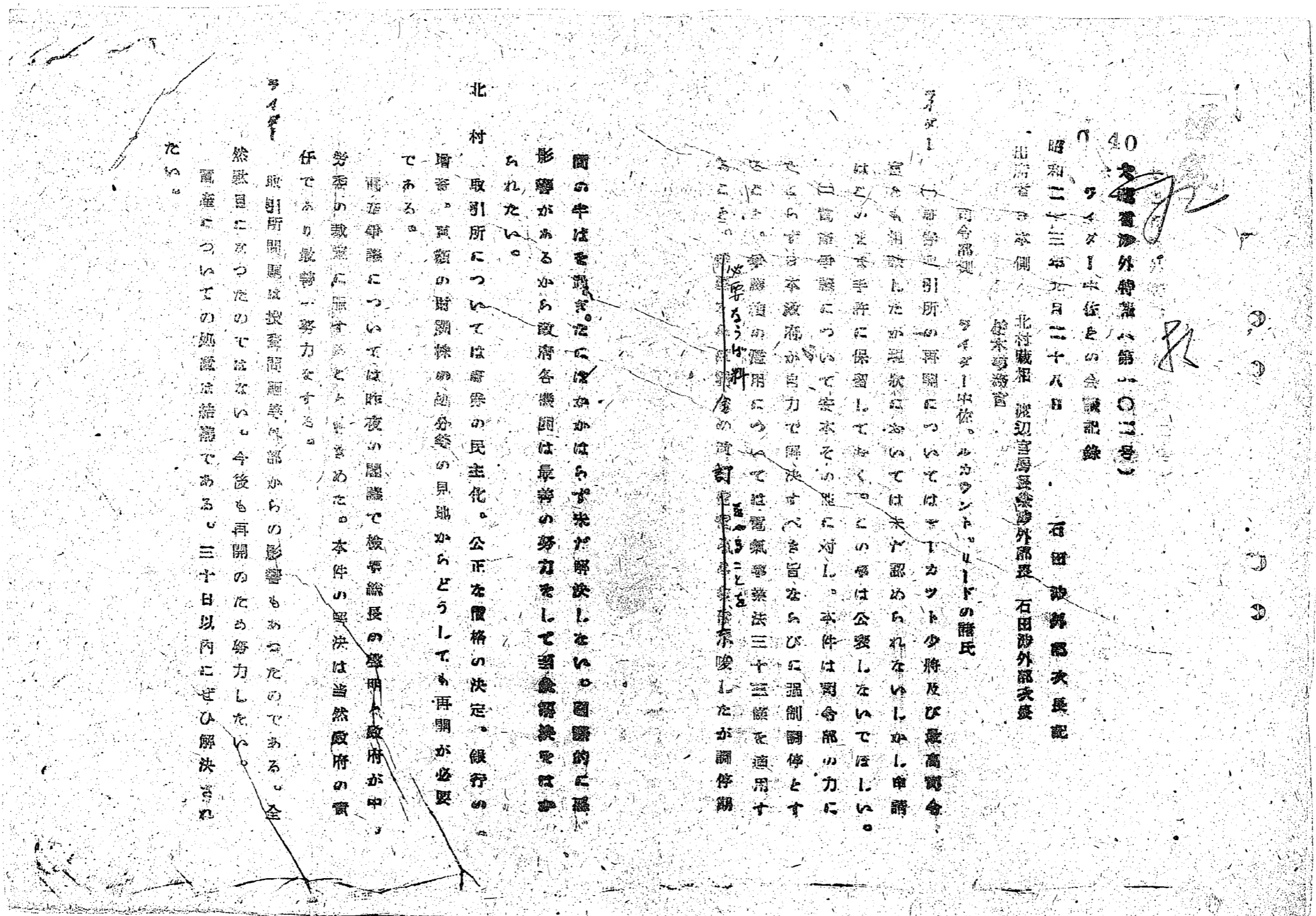
北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所

北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所

北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所

北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所

北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所 北村 取引所



北村 昨日の閣議を経て明日専賣公社法案の提出を要求されているが閣議を経る余裕がないからとりあえず大蔵省案として要綱（書類配布）に基き目下作成中の法案を提出する。

ライダ 話合の結果、本質は如何にかせると言われているので当方は十分の発言力を持つている法案は出来次第当方も出して載る度い。此との連絡はよくとる。

北村 現在提出されている追加予算の要求を一應とりまとめたいものをお目に懸ける。

ライダ 新規要求総額凡一六億主要内訳記載の書類配布（新規要求が多く、向これには福井以後の東北及び九州の災害分及び新給與は含まれていない。早くに連絡して載いて誠に有難い追加予算は一回で済むか。

北村 大体そのつもりである。

ライダ 財源はどうか、正式な形で何時頃提出してもらえるか。それが大問題で目下検討を続けているがなかなか見送しがかけるため。人事委員会に給與について問合せているが決定を見ないので見当がつかない。

渡辺 財源としては、甘書による歳石高の増加其他この様を小さな項目ばかりで△案、審B、案、○、案等色々作つて見ているがなかなか打つがたい。

リード 歳入の増加を計る一面、歳出を削減し事業計画を切る事が必要である。

ルカウ下 専賣収入の成績が悪いが煙草は高値に過ぎるので値上をしても増収を期待することはむづかしい。

ライダ 現在の事業計画を切る事が必要である。昨夜も閣議で等々論議したのであるが自分は行政機構の縮小を主張した司令部からの要請に基き政府機関の新設は

の増加を抑えて戦費を減らす。

リード

ある程度は協力出来るが、大蔵省が「自分の方はよいが、我が国が承知しないから」という様な言い方をされては困るので、お互に共同戦線を張る事が必要である。

(金融制度改正に関する進捗状況説明書配布)

北村

本件はワシントンで強い関心を持っているので、次の国会に提出出来るように特に急いで進めたい。貿易及び外資導入に非常に好い影響がある。

北村

努力するが臨時国会の準備は無期である。

北村

外務省管理の具体案を大蔵省として持っているか。為替管理は戦前は大蔵省がやっていた。いろいろな研究して種々の案を用意している。

北村

日本の戦前の為替管理は適当なものであった。戦後事情の

変化に應じた修正を要するであろう。

北村

上方から要求があった場合には何時でもすぐ案を出せる様に用意しておいてほしい。

北村

何時でも準備はしてあるから一両日中たでも出せる。

以上

大蔵省海外情報一覽一〇三番一昭和二十三年十月六日

ライダイ中佐との会談記録 石田渉外部次長記

日本側 北村蔵相、渡辺官房長兼渉外部長、石田渉外部次長

加治木秘書官、柏木事務官

司令部側 ライダイ中佐、アイン、コーエン、ルカウントリ、の諸氏

この会合は、相互の便宜の爲にやつてゐるので非公式なものだから、この会談の内容は公表しなして頂きたい。尤も追加予算の内容をこの会合に言及されず、大臣が追加予算について発表される事は、尙自由である。

北村 給與予算が追加予算に重大な關係を持つが、その執行状況は如何か。

ライダイ G日と連日会談を続け、アイン氏が出席してゐる。予算に影響があるから出来る丈促進する様大いに努力してゐるが、十日乃二週間はかかる。

北村 司令部側に銀行検査新習得の爲米國に日本人を派遣する意向があるが聞いているが、日本の金融界の爲に大いに役立つと思つて是非実現方後配慮願ひたい。

アイン 本件実現のため一ヶ月位努力してゐるがなかなかどうかどうなる事が必要である。

ライダイ 金融業法が制定されてからの問題ではないか、とにかく特別な問題として取上げてその適否を検討し來週何分の御返事をする。

北村 爲替管理機構案を作成したから、お読み願ひたい。一書讀み付、日本は長い閉鎖經濟であり、従つて變動的な爲替管理を行つて来たがそれを正常な姿に戻す事を要点としてゐる。

ライダイ 何時から実行出来るかわからないが準備の意味でただちに研



究する。審査資料を編めて議程有難い。

北村 貯蓄の成績は、今のところ割合に良く長期性の預金の増加傾向が強い傾向であるが通貨に對する信頼を培う爲更に努力を要する。特に新米の供出に伴い農村地帯に約千億円の金が落ちるが、そのうち六割位を吸収したいと思つて努力中である。司令部の御援助を仰ぎ度い。

マイヤー 具体的に如何なる援助を求めらるか

北村 例えは<sup>10</sup>の宣傳計画に折込んでもらうとか、司令部派官に放送していただくとかである。

ヘリード氏より、宣傳費の爲めの予備金支出か、との発言に對しその問題ではない、と渡辺から打消した。

マイヤー 貯蓄推進は大賛成で喜んで協力する。事務進捗の必要上具體的要求をインフレーションとモランダムでルカウント氏へ提出され度い。

北村 露中排除の四原則が発表され独占禁止法も緩和されるとの事であるが、制限会社に關する諸制限を緩和し企業再編整備の促進を計られ度い。

マイヤー 昨日本件に關する委員会を初めて開いたが、關係指令を改正して日本側の手にまかせる趣旨である。この委員会の結果が出るまで当方の回答を延期したい。

北村 地代家賃が統制されているのに家屋税等が引上げられてその間の調整を必要とする。

渡辺 地方税の徴収が困難なため地方團體から強い要求がある。既に物價騰上り由出ている筈だが、急いで解決してほし。

マイヤー 權利金にも課税したらどうか  
北村 外國人の投資家達が借家をするについても家賃統制の爲に困つてゐる。税を上げただけ家賃をあげるのは当然である。十分好意を以て出来るだけ早く処理するから経本を通じ申し出られ度い。

辺

統制は外されぬが緩和する必要がある。  
金融業法の進行状況を報告する。(書類配付)

村

何時頃議会に提出できるか。  
急いでいるが日銀法改正等の重要問題もあり業者及び業者の  
意見も聞かねばならず各部会でも努力していかねば会期の関係も  
あるけれども、臨時議会には間に合います。

北村

年内に必ず提出していただきたい。  
そのつもりで努力する。

辺

税収の実績を報告したい。(書類配付)  
酒税はあつと増えないか。関税の内訳は何乎。

北村

酒の値が高過ぎ、酒税が出廻るのでなかなか賣れにくい。  
専賣についても実績を次回から報告されたい。何地方の入場  
税の徴収実績を國が徴収していただく時と比較して次回に報告して  
ほしい。

北村

誠信省で簡易保険の制度を、五万円に引上げたいと要望し  
ている。業者は競争上の見地から反対である。又通信省で簡  
保資金の移管を主張している。私は資金は統一的に運用する  
べきであると考えているが、決定は金融業法のできるまで待た  
ないと考える。之等の件に関し通信大臣と共に御訪ねたい。

北村

前者についてはロイストン氏と話合つてほしい。後者につ  
いては、日本政府の正式の意見を待つて来られるなら預金部  
資金の運用に関する指令の改正を研究して見よう。

北村

北海通暖房用炭の件について、知事が上京して来たが、政  
治的社会的に重要な問題なので官房長官と共にお訪ねしたい。  
と言つているから、話を聞いて好意的な距離をお願ひしたい。

北村

本件については趣旨において異存はないが、財源が一番  
重要な問題である。例をば自動車を買いたいとの申出に対し  
て、両合部から差支えないと返事をした処、その米弗がない  
といふのと同じである。

北村

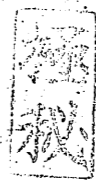
以上

北村

以上

北村

以上



41

渉外特報(第一〇四号)

二三年一月十四日 附

フアイン博士との会談要領 石田官房次長 記

出席者 日本側 野田次官、渡辺官房長、石田官房次長

柏木、服部両事務官

司令部側 フアイン、ルカウント、リードの階氏

野田 給與については、組合の要求も次第に熾烈になりつゝあり、  
予想的にも重大な問題をのぞき、できるだけ早く結論を出して載  
きたい。

リード 昨日と二回協議したが、あらゆる面から問題を再検討するこ  
とになった。

渡辺 昨日、次官と組合が会見したが非常に緊迫した不穏当な空  
気だつた。價格水準その他が引上げられてゐるのに、官吏の給與  
は七月以降其儘で、これでは到底組合の要求を抑えることはで  
きない。

リード 私の個人的見解であるが、昨日が人事委員会に対し基準を指  
示してやらせるといふことはならず、結局日本政府の問題であ  
ると雖うで、日本側に押し付けることになると思ふ。然し日本  
政府としても、昨日の指示を待つて、手を束ねてゐる理由はな  
い。又人事委員会の案ができたかといつて、大蔵省が編合み  
にすべきではなく、主計局給與局等において十分に検討すべ  
筋合ひである。

渡辺 フーパー氏の言明により、人事委員会以外の政府機関は給與  
問題には手をつけれぬことになつてゐる。然るに人事委員会  
では、これを処理するスタッフも能力もない。かゝる状態にあ  
る爲、日本政府の何れの機関も、拱手してゐる現状である。

日本政府の全くの無感覚状態には、あきれてしまつた。  
昨日の結論が出たとしても、之に対して日本側は、財政面か  
可能な財源、人員整理その他経費削減の可成度等当然研究

して置くべきものである。

野田 日本側に押し付けられた場合に、人事委員会が勝手に定めてしまうことは、非常に危険で、財政上の点から到底やれることではなく、惹いては、政治的にも難しい問題になる。

リード Gが基準を示すとしても、数字はいれまい。其の実現の程度は日本政府がきめることとならう。大体此の問題がはつきりしないのは、大臣に政治的勇氣がないからで、兎は之を避けとらねばならぬ、人員整理経費節減はこれだけやらねばならぬ、財源はこれだけだ、従つて給與はこれだけしか上げられぬと、明確に発表すべきである。

力しよう。

渡辺 一應の大蔵省案を作つたら、それを検討して貰けるか。  
リード Gは理想的給與を主張するだらうが、大蔵省案につき、財政

面から可能と否かの点は検討する。

野田 貯蓄推進運動の、給與を削減して、給與を削減する。経済の点も是非認めてほしい。

ルカウツ 貯蓄運動の経費は銀行協会へ負担すべきものと思ふ。

リード 国会が済んで間もないのに、予備金支出を求めているのは適當ではない。予備金の趣旨に反する。然しインフレ克服の爲の施策であるから、国会の承認を経た予備金を以て支弁することは許さなむと思ふ。

野田 銀行検査事務監督の爲の官吏米割減遣についての御回答を承はりました。

同様な要求が各デパートから非常に決山出ているが、  
の機構が出来てから、最終的決定はなし得る。

(金融業法進捗状況書類報告)

リード 今朝日本タイムスに出していたが、復興金融金庫について何か政府として考えているか。

野田 目下研究中である。

(煙草賣上實績配付)

專賣收入については、現状では百億圓位の赤字が予想されるので

明日煙草賣上増加策を協議する。

リード 百億圓乃至百五十億圓位の赤字が出るのではないか

(入場税<sup>徴</sup>收實績及び關稅内譯配付)

リード (フライングに對し) キールネ・ストア・セクションを通じ無

税で自動車<sup>を</sup>を自家用として輸入し、之を轉賣したり他人に使用

せしめたりするものがある。これらに對しては課税するのを至

當と考える。

以上

總務局長

大蔵省渉外特報(第一〇五号)

マーケット少將との定例会見要領

石田官房次長記

出席者 日本側(大蔵) 泉山大蔵大臣兼経本長官、渡辺官房長、河野主計局長、平田主税局長、石田官房次長、

服部、吉岡河事務官

(経本) 堀越副長官、勝部官房次長、柿坪連絡部長

司令部側 マーケット少將、ファイン、コーエン、ルカウ  
ント、モス、リードの諸氏

泉山 政府職員の冷遇は予算に重大な影響があるが、どうやって  
るか伺いたい。

マーケット 日本政府の案はあるか。

泉山 研究中であるが、全商工業賃金平均は、八月で大体五四の  
円である。

マーケット 官廳給與水準の算出は、如何なる方式によつたか。官廳給與  
は、民間給與と同方式により算出すべきものと思ふ。民間賃金  
があがれば、官廳給與もあげねばならぬ。尤も其の財源を  
考慮しなければならぬことは当然で、その間に差異はあるべき  
だ。然し官廳給與をあげた爲、更に民間賃金が引き上げられ  
と、継続的な賃金昂騰を惹起し、経済を混乱せしめることにな  
るが、民間賃金の昂騰を放任しておくつもりか。

泉山 民間賃金に付ては個々の場合に具体的に検討しをければなら  
ない。然し民間賃金の水準を引き上げるつもりはない。

マーケット 食糧事情の好轉、生産指数の上昇輸出の増加等漸く日本経済  
の安定の徴が見え始めた時に、全面的な賃金水準を引き上げて  
は、経済の安定が阻害されるから、此の辺で錨をおろす必要が  
ある。賃金安定措置をやらぬのか。

泉山 お話の通りで賃金安定は経済安定にとつて重大な問題である。これを現実に行う爲には、施策の集中を要し、各方面から検討を加えなければならぬ。そして、これを行うためには政府の安定が必要である。

マカヤ 政治面からは離れて経済面の安定を圖らねばならぬ。経済の安定が破壊されては、政治も崩れる。官廳給與を民間賃金をみに引きあげるのにはよいが、更に民間賃金の水準を引きあげてはならないといふことを重ねて申上げる。

泉山 官廳給與の新基準を発表するといふ話を聞いたが、そういう運びになつては、政府として非常に困るので、是非とも事前に連絡して載きたい。

マカヤ 発表することはしない。様子はフアイナンス・デイワイジョンを通じ貴方に逐次連絡するよりに努むる。

渡辺 民間賃金が最近急テンポにあがつたのは、給與改訂をやるといふ噂があつて、しかも賃金安定措置をとれなかつた爲に生じた現象と思われる。民間賃金は、どこから金を出す余裕があつて、そんなにあがつたのか。

渡辺 例えば肥料工業について言えば、現在の豊水期に賃金を引き上げて引き合ひるので、無理に引き上げをやつたが、冬になると事態が困難になるとは明瞭である。

マカヤ 民間賃金引き上げのために赤字融資をやつてはならない。次に予算問題に入らう。先日の方を考へなされたか。泉山 別に訂正はしていない。年度末まで、一本の追加予算と前掲で研究中であるが、解散等を前掲として緊急に出さねばならぬのが先日の計議である。之に見合ひ財源としては、確実財源の一部をさいて当てたものである。

マカヤ 歳入超過がどの位になるかを見て、新規要求をどの程度賄えるかを検討しなければならぬ。災害復旧と給與改訂の緊急性は

RE'-0007

0178

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

認める。然し給與基準の改訂を遂行してきて、国会が解散  
 になつても政府職員が改訂給與を貰ふるようになつておかぬはな  
 らぬ。そうすれば先日多額の一時給與を出す必要はない。予  
 算関係の資料については財源、経費節約額等について、種々意  
 見があつて、ここで議論する段階に達してはなからファイナ  
 ンス・ディバイジョンと話合つて、裁きたら  
 泉山 給與改訂を遂行するには時間がかかる。従つて全面的改訂を  
 前提として、とりあえず先日の案を国会に提出することと致した  
 ことである。  
 マーカント 給與改訂を国会に提案して、その案議を促進することが必要  
 である。  
 ファイン 十月下期分及び十一月上期分の給與の繰上支給を拒絶したの  
 も同じ理由による。給與は定期的な支拂うべきものである。  
 マーカント 兎に角予算については、リード・モス氏等とあつた検討して  
 満足の結論を得るようにならねばならぬ。



大藏省特報

(第一〇六号)

昭和三十二年

スミズ氏より倉橋記録

物産省書記

十月二日物産省経済神学部金融課よりスミズ氏に付向、  
大要は如き倉橋の行状。

物産省金融課長は是は農林司本部の急進案議不  
案の要否、銀行の可否、又懇談會に於  
ては非常の努力を以て案の作らば、其の後  
司本部にあり急進案の可否を種々印  
をうけよめらるゝおのりかあるか。

スミズ、廣くは是の事しは農林司本部の困乏、インフレーション

外務省

物産省の所長、色々と意見の相違を感ず、急進決  
定は尚當り可なりと云ふに、其の如何か。

スミズ、物産省の急進案の取組は、其の金融機關  
に手をつけざるは早急の意見である。

通貨統制、信用統制、及為替の改革は、其の  
存続の要否が問題である。制を改革は、其の  
の統制の効果を以て行ふ可き否を尙早急の改革は、  
統制の効果を以て行ふ可き否を尙早急の改革は、  
時期と、存続の要否が問題である。制を改革は、  
其の如何か。

スミズ、其の如何なるは、尙金融制の改革に付しては  
純粋に、其の如何なるは、尙金融制の改革に付しては

外務省



大蔵省渉外特報(第一〇七號)

マーケット少將との定例会見記録

(昭三三、一、三)

渡邊官房長記

出席者

泉山藏相、渡邊官房長、吉國秘書官

マーケット少將、フライン博士、ルカウント、リード、モス、マール、ヘン。

泉山 先般提出の追加豫算案審議の爲年度内の歳入歳出の豫想を立てて見た、本案は給與を五三〇〇圓として豫算のバランスをとれたものとし、本案は六三〇〇圓として計算したがこの場合は物價改訂をせぬ限り豫算のバランスは困難である。急速に此の様な案を出されたことは有難い。此のアプローチの仕方は正しいと思ふ。

(各項目に付てリード、モス、及渡邊よりマーケットに對し説明を爲す)  
マーケット 電産の中勞委の裁定が七六〇〇圓になるといふ記事がニツボンタイムスに出て居る。正式発表は木曜迄しないと書いてあるが、その内容が七六〇〇圓らしいと出て居たのでは何にもならない。これを正式の決定にしない様押へてもらへまいか。泉山 努力しよう。電産の七六〇〇圓は官吏の五三〇〇圓に該當する数字である。

マーケット だがこの金を拂ふのか。

泉山 この爲の所要総額二十六億でその半額は財政負担、半額は消費者負担である。財政負担の分は電力使用超過料金でまかなへる筈である。

マーケット 財政負担はこれが例となつて石炭その他各産業に波及し、として政府で賄切れなくなるおそれがある。また、消費者負担も産業コストを引上げるからそれ程引上げられぬ。是非共經營側にも負担せしめねばならない。

泉山 御趣旨了解したから研究しよう。

マーケット 豫算に付ては此の提案に付て早速われわれの努力を集中してまとめたい。關係官の會議に渡邊君も参加して貰つて今週中



RE'-0007

0182

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

にも完成したい。各項目については色々問題がある。例へば船舶運営會の退職金の如きは明白に不合理である。また百圓の生活補給金も生計費と現行の水準との差額といふ説明があるが、財政上その余地があるかうたがはしい。尙この上に年末賞與をまた要求することになるのではあるまいか。

泉山 年末賞與を出す考はない。われわれとして出来る限り協力したい。尙曇に提出した追加第一號を至急御認め願ひ度い。

マーカット 事情はよく承知して居る。たゞ一部の歳出の爲に歳入を使ひ果すことは出来ない。

渡邊 年度末迄の計書中には勿論問題となる點があると思ふが、これは見積りにすぎないからあまり細目に立入つて議論して居ると當座の歳出を計上した追加一號がのびのびになつて了ふからその事のない様御協力願ひ度い。

(以上)

31

大蔵省海外時報（第一〇九號）

（昭二三、一一、一七）

マーケット少將との定例会見記録

石田官房次長記

出席者 日本側

泉山 大蔵大臣兼経本長官、渡邊官房長、海部経本官

房次長、石田官房次長、松平秘書官、官澤事務官

司令部側 マーケット少將、コーベン、ルカウント、モス、リ

ード、ハツチツツの諸氏

泉山 山

司令部の決定に基き、ストライク解決方法として、炭坑融

資を差止められたが、石炭増産は刻下喫緊の要務だから、

その打撃を緩和し漸進的に措置したいので、

ストをやつていないもの、及びやる虞のない炭坑に對す

るもの（一）紙付融資で流用の虞のない設備資金、（二）緊急な災

害復舊作業資金については融資を續けて行きたい。

司令部の決定ではない。石炭會社が政府資金を濫用し、ま

た帳簿が不完全で資金の使途に明確を缺き、収入を適宜な

用途に向けていないという様な諸點は改めねばならぬが、

増産の爲必要な融資をとるつもりはない。炭坑の正常な

運営をとるつもりはなく、儲かず、生産もしないものに

は、資金の支拂をやらず、また特配をやる必要もないが、

生産しているものには、融資して差支えない。具體的な點

は、リード氏と話合つて載りたい。

泉 山 去る六日ワイアット氏から、電産、石炭等について、三原

則を示された。赤字融資廃止、物價体系に影響を及ぼす如

き價格改訂をせぬこと、（一）は賛成であるが、補給金を出

さぬという點は限界が非常に難しい此の點に關する御見解

を伺いたい。

マーケット 資金問題の解決には三方法ある。一は、價格体系を減る

のことで石炭の價格を改訂すること、二は、生産の改善

等、經營の節約、増産であり、三つには、補給金である。

Handwritten notes and signatures on the right side of the page.

然し政府の補給金で賃金を拂ふというなら、其の補給金は紙幣の印刷によつて出来た「かね」ではなく、實際に収入があり予算に計上されたもので賄われなければならない。財源が窮屈なので、補給金は困難だと思ふ。

泉山  
マーケット  
政府は、今の國會に予算を提出するか、しないのか新聞紙上には、いろいろ書いてあるが、自分は沈黙を守つてゐる。理由は二つある。第一は新給與ベースの問題である。人事委員会の六、三〇七圓を認むべきだという有力な意見もあるが、算出の基礎を昨日始めて示されたばかりで、これからその内容をよく検討して見る必要がある。

マーケット  
算出の基礎を當方も連絡して載きたい。政府職員給料を改訂せねばならぬことは認めるが、そのベースはRealisticであることを要する。政府が六三〇〇圓を認

めること、六月の水準に比し六七〇あがることになるがさうすると、民間の労働者も同率の引上を要求することとなり、その結果は物價を暴騰せしめ更に賃金の引上げをもたらしことになる。尙家族手當を五倍にするのは大申過ぎる。

泉山  
私はC.P.S. 民間工業賃金平均、財源の三點から五三〇〇圓を適當と考えている。家族手當も高過ぎると思ふ。大いに結構だ、その考え方を固執されたい。調整は、民間賃金、生計費の上昇率に準ずると共に、政治的にてはなく、財政收支均衡の範疇でやつて載きたい。

泉山  
マーケット  
第二の理由は、一週間の新政治情勢の進展である。政治關係もあらうが、問題は財政關係であるから、その面から考慮されたい。私見であるが、政黨の一部のものは近視眼的である。米國の選挙の例でも分るように、労働者の投票は大切なものである。官吏に對しても其の他の國民に對しても政府は公平に扱はねばならぬ。現状では官吏は公正な取扱を受けていない。

泉 山 自分は政黨の一員であるから、黨議にも廻り閣議で決定した後御相談に参りたい。

マイカツト 極東委員會や司令部の政策に反せぬ範圍でやられるように望む。若しこれに反することとなれば米國の援助が減るか、その効果を減殺することになる。司令部の政策に反することをやりたいおつもりならば、吉田總理がマツカーサー元師の許え行かれて、米國の援助はもう要らぬとお断りになるが宜しからう。

泉 山 昨日、國會で各黨一致して決議をしたのであるが、災害復舊について、確實な財源を附して具体案を提出するから、是非お認め願いたい。

マイカツト 結論的に申上げるが、既定公共事業費の範圍で、他のものを削つてやることとせられたい。歳入がないのだから新規に追加することは不可能である。給與改訂をやらぬ中に、災害復舊を計上することは認められない。

リード すべての政策がきまつたとして、予算案の國會提出は何時頃になるか。

泉 山 司令部の承認をもらつて後二週間位と思う。

リード 之から計數をかためるとして司令部でも一週間位かゝるから、合せて十日乃至二週間かゝることになる。此の日數は歳入に影響するから重要な問題である。

尙會談終了後別紙「予算五原則」をマイカツト少將から手交された。

以上

予算原則

昭和二十三年十一月十七日

一、昭和二十三年度本予算を調整（アジャスト）する爲。

イ、不要経費を削除し、

ロ、歳入缺陷に對應して既定経費を調整する。

一、次に政治的に許し得る範疇で、最大限幾何の追加歳入を期待し得るやを計算する。

三、かかる追加歳入はまづ二十三年度本予算の歳入缺陷を補ふ爲に使用すべし。

四、追加予算に計上予定の各費目を重要度の順に従ひ配列し。

五、三、に述べた残余の歳入で賄ひ得る範疇に支出をとゞめ、残余費目は切捨つべし。



総務局長

大蔵省海外特報(第一二〇號)

昭和二十三年十一月二十四日

石田官房次長記

マイカット少將との定例会見記録

出席者 政府側 泉山大蔵大臣、渡邊官房長、平田主税局長、石田官

房次長、宮澤事務官、吉國秘書官。

(経本) 中川、神田、兩政務次官、堀越副長官、勝部官房

次長、

司令部側 マイカット少將、コーヘン、モス、リード、ハッチ

ンソン、サノアの諸氏、

泉山 時間がないので予算についての大体の方針のみを申上げた

い、数字については既にリード氏を提出してある。編成の

の方針は過般の(一)予算は收支均衡すべし(二)勤勞者の生活水

準を維持すべし(三)租税の完全な徴收の三原則に則つた。

マイカット 生活水準を維持すべしとは、どの程度の生活水準を意味す

るのか。 泉山 給与については人事委員会と相談の結果一日六、六時間の

労働時間が約七、二時間になるとかわかつたので、五、

三〇〇圓よりも高い水準にならざるを得ない、しかし金額

としては二百六五億圓が最大限と考える。 泉山 官吏は現在六時間も働いていないし、また労働時間を延長

してもそんなに働く仕事はあるまい、給与水準を上げるた

めの言逃れに過ぎない。むしろ擁護する限度は之だけと言

ふうにしてそれに職員の数調節する様にしたい、金が

無いのに時間を延ばすよりも短い時間に充實した勤務をさ

せるようにされたい。 泉山 職員の数については別に考える、なお一方に於て超過勤務

手当が減ることになる。

マイカット 良い例を申上げるが司令部は予算を削減されたため一月か

ら海外勤務手当が切られることになつた。それにもかゝら

ず、やはり働かねばならない。誰も喜ばないことである

が、予算が無ければやむを得ない。

RE'-0007



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RE<sup>9</sup>-0007

0188

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

泉山 災害復舊費は六〇億計上してある。之は與論であつて十分

ではないが是非御承認願ひ度い。

マーケット

災害復舊が國民のために必要だと言ふことはもつともであるが、既定の公共事業費の中から學校の建築其の他の建物を取りやめるか繰り延ばすか、されたらよかろう。

泉山

歳入についてはあらゆる財源を動員したが、インフレの昂

進するのをさけるため價格改訂は行わぬ事とした。なお賃

金、租税、物價、等の調整については來年度に之を行ふこと

マーケット

とし本予算案はそれまでの應急措置 (Stop-gap) である。貴案の歳入では  $800$  を  $850$  することはならないであらう。

以上

格別

大藏省渉外特報 號外

昭和二十三年十一月二十四日 石田官房次長記

取引高税の廢止に関する件

泉山大藏大臣、民主自由黨政務調査會長青木幸義氏、同副會長石原登平氏、渉外部長（參議員議員）一松政吉氏は、<sup>SS</sup>マイカウト少將を訪ね取引高税の撤廢に關し會談したが、その要領左の通りである。

列席者 日本側 神田、中川兩經本政務次官、堀越經本副長官、渡邊官房長、平田主税局長、勝部經本官房次長、石田官房次長、吉國秘書官、官澤專務官

青木

司令部側 コーベン、リード、ハツチンソン、サノ一の諸氏、モス、

泉山 取引高税の撤廢は民主黨の公約であるが、追加予算を別々に考へたい。民主黨から三月一日より取引高税を廢止する法案を<sup>SS</sup>え出した始會期も切迫しているので、本法案を國會へ提出することを至急御承認願ひ度い。本件に付いては私も同意である。民主黨からその事で三人見えているが、具体的説明は青木氏から申上げる。

青

木

取引高税の廢止は國民の生死に關する重要事であり、且つ黨の公約でもあるので是非之を實現し度い。三月一日から廢止すると減收二、七、一、四、百、萬、圓、之が補填として家庭配給の一部である配給酒六萬八千石を特價酒に振り向けることによつて二、七、二、〇、百、萬、圓の増收を確實に得られる。わが黨の生命にも關することであるから、是非御承認願ひ度い。私は政治には興味はないし、また持つべきでもないと思へる。何黨であらうと税をまけてやつて投票をかせざるが、穴埋めを米國の弗を以てするということには賛成出来ない。私は如何なる税を設けるか、如何なる税を廢止するかという事には干渉しないが、代り財源さえ明瞭ならば何黨でも取引高税の廢止は結構である。然し御提案の酒については、現在までの賣行狀況から見ても問題外である。酒の大増

マイカウト

産をやるか、賣行が非常に増すかしなければ増収を圖るとは到底出來ない。貴案は國民をあざむくものである。大藏大臣にも申上げたが、予算は、一方に歳出、他方に歳入があつて、歳入が減れば歳出を切らなければならぬ。何黨であれ國民の信用で政權を維持するといふなら、國民のために政府を運営しなければならず、またその費用及び職員との給與を支拂うことを要し、従つて之に必要な歳入を調達すべきである。現に予算はかたちゃんばになつていて、現在までの状況から判断すると、今後も歳入に穴があきそうである。政治と經濟を調整するのは日本政府の仕事であるが、私は如何なる租税措置をも主張しているわけではない。國民が犠牲を拂い、新財源を得るかまたは歳出を切るかして、予算をバランスさせさえすれば私としては何等異存はない。貴方がたは、黨利のために來て居られるが私には何の關係もない事で、私の仕事は日本に於ける均衡的な經濟的安定を達成することにある。

泉 山

本件は國民の輿論であるが、國民がきめ得る様に國會に提出するのであつて、國會に於て廢止を可とすればそれに従つて進むを得ない。

マーカット

税は皆やめる、給與は引上げる、財源はないと言つ場合に大臣はどうされるお積りか。其の穴を米國から補給してもらうと言ふならとても承認は出來ない。政府を運営するたぬ納税することは國民の義務である。財源の範圍で給與をきめ、また、其の範圍で税を取ると言ふことが原則であつて、私は個々の税を問題にしてゐるのではない。

泉 山

廢止するのみならばいけないが、代りの財源がある。

マーカット

此の案では代り財源にならない。現に減收を示してゐるではないか。

泉 山

要するに財源が確實なりや否の問題であるので、事務當局で検討して是非國會に提出することを認めて載き度い。私の處では、法案を承認するとか、しないとか、言ふこと

マーカット

はないので、財政面から見て適宜か否かを検討するの  
。財源がリアリストイツクなものであるかを検討するた  
めに、先づ事務當局へ提出して載き度い。申上げておくが、  
米國から援助を受ける基本的な條件の一つとして予算の均  
衡を保たなければならぬのである。貴案はリアリストイ  
ツクな財源とは思はれないが、事務當局とよく相談せられ  
度い。私は確實な収入さえあれば如何なる法案であつても  
満足する。

石原

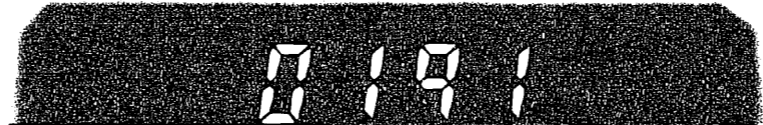
眞實のバランスでなければ國民をあざむくことになる。  
實現不可能なことをいつて國民をあざむいているのではな  
い。酒の賣行が悪いのは政府の販賣方法及び販賣機構が悪  
かつたので、之については納得のゆく改革案を持つている。  
尙冬になれば酒の賣行は著増する。

マーカット

季節的な變動を問題にしてはいるのではなくて一年間の歳入  
を言っているのだ。冬になれば賣行が増加する事は知つてい  
るが、一週間と五十二週間とは違ふ。過去の穴まで埋める  
程賣行が増加するあては全くない、次の三ヶ月に賣行が三  
倍になつたとしても過去の穴が大きいからその穴埋めに使  
はなければならぬ。従來、收支の予想を立てると、其の  
収入が現實化しないにかゝらず、超過収入があると考え  
る傾向がある。過去の穴を埋めて、始めて超過収入がある  
と言ひ得る。取引高税廢止による減收二七億圓と言はれる  
が、統計によれば實際はこの倍位にならう。取引高税收用  
約四〇億圓の予定が二〇億圓しか取れてないから、酒で増  
收出来るなら取引高税と酒と両方とも必要であるう。  
現在迄計畫通りとれていないから、その穴埋のためには之  
から年度末まで月割額以上にうんと取らなければならぬ。  
統計から見てもそれはならぬ。取引高税の年額予算は二一四  
億圓だから月三〇億圓とれば十分である。  
計數は事務當局で話し合つて載き度い。私の方で大いに御  
援助したいと思つているのは、予算をできるだけ早く國會

青木

マーカット



え提出すべきものとするところである。司令部の係官は晝夜  
の別なく働くから予算について軍務官局とよく相談せられ  
度い。

以 上

RE'-0007

0192

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

極秘

19

大蔵省渉外持報(第二四號)

昭和二十五年十二月二十二日

石田官房次長記

下  
石田官房次長

本  
石田

一カット少將との定例会見記録

出席者 政府側 大蔵大臣臨時代理 渡辺官房長

石田官房次長 宮沢事務官

司令部側 マーカト少將、ペーカト、モートン、モス、リードの諸氏

大蔵 給予法案について、種々配慮を賜わったが昨日漸く國會を通

過した。追加予算案は昨夜予算委員会で質疑打ち切りまじり

つたが、其後奇怪なことがあつて進行しなかつた。然し本日中には衆

議院の本會議を通過すると思ふ。

マーカト 今後予算には各會計間の調整をせねばならぬ。例えは給予関

係、終戦処理費には不足があり、鉄道の業務助定には余剰を生

ずる。また終戦処理費から鉄道特別会計へ繰入る必要がある。近い

将来に及ぶ會計を通じて調整を行ひ、予算をバランスさせるようにせられ

たい。

大蔵 先日発表のあつた経済九原則について、政府案を作成するための参考

としたいろいろ伺ったことがある。

時間と節約するための書面に、だから適當な機会に御教示願いた

(質同書配付)

マーカト 経済九原則に基づいて具体案を作るときは、日本政府の責任で、備倉

安定措置にして、価格統制にして、日本側がやまべきで自分の方で案を作

筋合にはない。為替相場の問題も、経済安定措置は為替相場を安定

RE'-0007

0193

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RE<sup>9</sup>-0007

0194

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

するたの必要なきとあつて、何時相場を定めるか、いくらにするか、とい  
 うより、政府は、ちつて日本政府の責任である。三原則については、従前  
 より更に強く守らねばならぬことは言つてもよい。  
 (納税係急対策並に徴税及煙草賣上実績配付)  
 マーカクト 納税実績が非常に悪く、未半早々、大蔵省から国民に対して、  
 強い庄力が必要である。大蔵省と特別な会議をやつて、非常措置を  
 とらねばならぬ。  
 モス、大蔵省と協力して、確定申告を必ず提せてせよ、若し提が  
 ない場合は告発するといふより、強力的措置をとる。再売益金も  
 成績を上げよう、と奴方中である。  
 マーカクト 煙草売上増進についても特別の方策を必要とする  
 以上



25  
経済の課税  
税関の課税  
貿易の課税  
貿易の課税  
貿易の課税

総務局長

渉外特報(第一一五号)

(昭二四、一、五、)

マーカーカット少将との定例会見記録

出席者

政府側 野田次官、渡辺官房長、石田官房次長、官次事務官、

司令部側

マーカーカット少将、ファイン、コーヘン、ルカウント、  
リード、モス、ブラッドショアの諸氏

吉田總理から話があつて、税制改正徵稅方法の改善に關し審議  
會を作り、今月十一日第一回の會合を開く、取引高稅に代るべ  
き稅についても審議する。委員は學者三人、稅の經驗者二人、  
各界代表五人であつて、大藏大臣の諮問機關である。昨年七月  
の税制改正懇談會の意見を參考として一ヶ月位で審議會として  
の意見をまとめる積りである。

マーカーカット

結構であるが日本政府は從來兎角司令部から何か新しい事を  
命ぜられると、何時も新機構を作つて、だから審議を重ね、  
政府は委員會にまかせてその責任を委員會に押しつけたりする  
傾向があつた。今回はワシントンからの指令に基づくものであつて  
司令部としては直に実行に移さなければならぬので、至急に  
必要なアクションを取らねばならない。取引高稅を廢止して如何なる  
新財源を見つけるのか知らないが、私見としてはなかなかむづ  
かしいと思う。尙此の際特に申上げて置きたいが、次の事を最  
優先的に考えて載きたい。第一は法人稅法の改正及び土地稅法  
の改正である。(註)

第二は徵稅の増加脫稅の減少を図るため急速に措置を講ずること、  
第三は稅務行政の再組織を行うこと。  
なお第三國人に對する課稅狀況はどうか。

(註現在までに問題として提起されているものは、株式発行の際の  
プレミヤムに對する課稅、評價益に對する課稅、超過利得稅、  
不動産使用稅である。)

野田

第三國人に對する課稅は、司令部の御聽力を得て漸次改善され  
つつある。朝鮮人の密造酒取締りについても檢舉に努力してい  
る。

マーカーカット

かかる犯罪物件は沒收し、違反者は刑務所に入れたらよい。

野田 税務官吏から共産主義者を追い出さなければならぬ、納税者  
 などというのは共産党の常套手段である、税務官吏は國家に  
 誠なる日本人でなければならず、絶対に共産主義者であつては  
 ならぬことを強調し度い。税務官吏の給与を高くしておく必  
 があるが、同時に優秀な資格を持つものであることを要し、  
 選しなければならぬ。日本政府の機關の中で税務機關は最も  
 い。税務官吏は税を取引したり、税額の調整を行う権限を持  
 て居らない、法律に従つて定められた税額を徴収する権限を有  
 するのみである。税率は國會を通じて変更さるべきである。  
 中國入に對しては、関東よりも関西在住の者に主力を集中して  
 いる。

野田 渡辺

昨年未大阪へ行つたが最も繁華な街路の片側は殆ど全部中國人  
 が占めて居り、非常に賑わつて居るが、それは税を拂わぬか  
 である。

マーカット

そういう者に對しては軍政部員を連れて行つて税を拂わせ  
 もし拂わない場合には本人を刑務所に入れ商品は倉庫に入れ、  
 税を拂つたら返すようにしたらよい。

野田

私は野田次官を非常に信頼しているが断乎として徴税を強行し  
 て載きたい。司令部としても必ず援助を與える。次に税を予  
 に見込んだ通り取る方法及び可能性はどうか。

昨年末財務局長會議を開き、この問題を熱心に討議したが、  
 力を申告課税に集中している。これに關しては二つの障害が  
 ある。一つはよく組織された、共産党の反税運動であり、他は  
 舉運動であつて、特に農家及び中小商工業者に對し税を低く  
 すると宣傳している。

マーカット

選舉中は微妙な關係があるので、選舉日の一月二十三日まで  
 十分に計畫をととのえておいて、二十四日になつたら直に違反  
 者は刑務所に入れたらよい。そうやり得るために今から違反者  
 の氏名を調べて十分に準備して置かれない。軍政部を大いに  
 力する。選舉のために税が取れなかつたといわぬようにして  
 きたい。

九則にも徴税の強行はうたつてあるし、司令部の經濟科學  
 長もそういつていると、引用してもらつて差支えない。自分は

徴税に關して法律上の手續きを改正する必要があると、考ふる。

(十二月上旬の法律及び煙草販賣実績配付)  
申告分徴税の問題は、わめて重要である。次の予算編成の際に  
おける歳入、非常に困難な問題となると予想せられるから、今年  
度分を來年度に繰越すような事は出來ない。是非今年度中に完  
全に徴税しなければならぬ。物價も賃金も上り所得も増加し  
ているのであるから、二〇〇%取れても不思議はない位で一〇

野

田

○%の徴税は容易なことだと思ふ。  
フリーバー氏からの示唆によつて、官廳勤務時間は從來の週三十  
三時間から四十八時間とすることになり、午前八時半から午後  
五時まで、その間三十分の休憩時間を認めることとなつた。こ  
れは、実働時間であつて民間は拘束であるのに比するとかない  
きつゝい。

マーカット

六、三〇七圓は高過ぎると思ふが、民間と、均衡を保つたため  
は、たとえば炭坑ならば、増産をすれば、それだけ給與が増す  
ると同じベースにするためには、官吏のサービスを増加する  
必要があり、そうしなければ官廳給與が民間に比し高い事にな  
るので、<sup>は</sup>から意見を求められたのに對して、以上のよう  
旨において賛成した。民間賃金は労働協約に基いて居るので、  
拘束八時間であるとは簡単に言えない。尤原則に依れば生産の  
増加を図る必要があるが、これは結局生産努力を増すことを意  
味するのであつて、生産を擧げて耐乏生活を脱しなければなら  
ない、給與は能力及び事務的技術的資格に基づくべきものであ  
る。

野

田

マーカット

業界において政府が通貨措置を行い、通貨呼稱の変更を行うで  
あろうという噂が、ワシントンからの報道を引用してしきりに  
傳えられている。しかし自分は呼稱変更の必要はないと思ふ。  
その噂は事実無根であつて、現在の處何等通貨の切下等の措置  
は考へていない。過般の九原則に關してワシントンから「モ  
タリー・メジニア」として指示されたのは銀行制度の近代化と  
信用統制とを意味して居りそれ以外の含みはない。その事案明  
確に大蔵省から説明したらどうか。遠い將來どうなるかという  
点に付いては徴税がうまく行き予算がバランスならば、通貨措

野 田  
マーカー  
置の必要はあるまい。したがって、将来の問題は日本國民の努  
力如何に懸つてゐる。  
銀行制度の改正は單一爲替レートの設定後の問題と如何  
兩者の間に關係はない。爲替管理ならば先に準備してしかる後  
に爲替相場を設定することとなるが、銀行制度の改正はそれ  
待つ事なく直に実行されたい。信用統制については特にそ  
うである。  
以 上

RE'-0007

0198

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

知

30

24.1.10  
17

25 大蔵省海外持報 (甲一〇五号) 昭和四年一月六日

リトビ氏の會談記録 後達 官房集記

後述は一月六日 経済科学部 リトビ氏と 経済安定九系列 事務局  
との會談に、その要領は 大要左の通りである。  
(私的會談につき引用 忌用)

一 日本側から 経済安定九系列の目的と 具体的な内容の両面を  
かみ分けられた。九系列は 何処迄も 系列であり、具体的な内容  
は日本側で作成すべきであり、司令部は それを系列に合致す  
か否かを判定すべきものと考へた。

二 為替相場の問題は 日小司令部内部に於いて 慎重検討が加へ  
られ、その結果 軍費をある程度削減とせし、 取極め決定の  
内容及時期は 発表の段階に達して居る。

三 九系列 実施の爲 司令部及び日本側と 新なる 機関を設ける必要  
はない。 経済科学部及び 経済安定本部が 充ちてある。

四 九系列は 互に矛盾するものあり、といふ説には 賛成出来ない。 併し  
九系列の中の 一系列のみを 切離し、 他の系列と 無視するな  
らば、他の系列の 実施と 阻害を 招き、 結局は 結局は 結局は 結局は  
ある。 概して 九系列と 同等の 効果は 容易なものではない  
と考へられ、 その 採否は 必ず 発表し得るものあり、と 確定して  
ある。

五 総合的予算の 均衡といふ意味は 私は 特別会計の 建設勘定とも含めて  
意味を 解釋しよう。 但し 例へば 鉄道や 建設勘定が 公債を 発行する  
場合を 除く。 これを 除き 政府の 他の 特別会計の 余裕金として 採  
取する 出来れば 総合予算の 均衡を 保持し得るものと 考へるが 出来ず

RE'-0007

0199

如何なる才去を削減し、如何なる才入を増加するかは日本側の問題であるが、  
兼子及び於て、線金子等をハラスさせること云々を以ては、例へば特別  
会計の建設事業等、公営事業費等の一文も計上出来ず、採算を以て  
ならざることを、併せて考慮するは出来ぬ。

七 終戦地賠償の兼子及びの位に於ては、本は予測の限りでは、兼子  
及びの位に於ては、極力圧迫して出来れば、一般会計予算の三割以下に抑へ  
度、望んで居る。例へば進駐軍事務者の給与に同じくは、従業者の不当  
支出が行はれぬ。(三七九一円ハリス相当、二七〇運料一、九〇〇円、  
單身の半、三〇〇円等)………主として追加勤務の不当支出は、依るに  
所の建設は、人件費約三百億を主として出来、そのほかを以て考へ、  
これは、司令部側で責任がある。公債は、事務者の雇傭に當りて  
何人」と云ふべきで、何人等」と云ふ制限を加へるべき。

八 道路の建設に於て、二百億以内は、必要ならぬと云ふ事は、改められれば  
と、T.S.の運輸有に一定の計画を基として、潤土を余した文であつて、未だ  
以、本側の建設体制を命じらるべき。

九 兼子及びの位に於ては、物価水準に於いて、満中である。目下  
司令部の部で検討を加へ、中心問題の一つである。現在の物価水準  
を維持する建前、予算の概算を行ひ、然し、それによつては、均衡が保  
たれぬ場合には、物価と力の相互、改訂する。均衡が保たれるかと  
云ふ研究を以てする。

一〇 価格差補助は、三割の建前、出資、課税、課金、課費、  
方針は決つて居るが、三割の位、財政の許す範囲内に於て、  
価格差補助も、一切否定するものではない。  
一 為替レートが決定した場合に於ても、貿易会計の利益が明瞭  
に出来ぬ限り、これを価格差補助及び輸送奨励金等に充  
当するなり、他会計に繰入れること云々、そのも、可能ならぬであらう。

RE<sup>9</sup>-0007





總務局長

大藏省渉外特報(第一七号)

要再四 総務課

(昭二四、一、八)

外務省  
24.1.12.  
丁

極秘

マーケット少将との會談記録

石田官房次長記

出席者 政行側

大屋商工大臣兼大藏大臣臨時代理、渡辺官

房長、石田官房次長、宮沢事務官

(商工省) 山本総務局長、丸尾連絡副部長、渡辺(石

炭) 次長、郷事務官

「経済部長」 司令部側 マーケット少将、フライン博士、コーヘン氏(中途退

席)

大屋

経済九原則について、安本に対して貴方から御連絡があつたよ

うだが商工大臣、大藏大臣としてお伺いしておることがあるか。特に最

近米園から帰られたフライン博士のお話を伺いた。

フライン 細目について研究を続けていたが、殆んど要員について完成した。

一三週間にわたるの間に、その間に要員に提示して御意見

と承りたいと考えています。フライン博士におつては関係者が日本が九原則

を執行するかどうかは何注目していろいろ対日援助を確保するわにも

之が具体的に実績をあげて行くことを立証しなければならぬ。六月迄

には対日援助予算が議會を通過するまで、若くはそれ迄に日本経済

が具体的に改善されて行くことを示したい。

就中税に關しては米園の大藏省も昨秋準備委員会も非常に強

調しておつて、日本の負担能力から言へば、まだ見れると考へてゐるか

現行税制に更に附加したタイプ (Additional type) のものと工夫

された。予算が才出面において、不急不要な費目を削減する

努力が極めて不足であると共に、他面も一と強力な徴税を実施され

たい。今迄の処、大藏省もよく協力しているが、税に關しては、眞にドラス

ティックな方策を必要とする。税に關しては、ただけやつたというところの

成績と一般に示す程迄に至つていない。尚地方の税務官吏が急げたり

RE'-0007

0202

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



法律通りやつて、税務行政全般に於いても改革を必要とする。

マカド単一代替の設定に因り輸送補助金と子えりという事が新厚等に

餘りに強調され過ぎることになり、事実問題として退法的に

その必要は認められ、国家が輸送補助金を与えて安く売るといふことは、

国際貿易憲章の趣旨に反する。

退後支那の官と託した際も日本が昔の様には世界市場でかこごが

下攪乱するに非ず、非常に盛れた。日本が将来世界各國からリタリ

エーションを受けない、為にも補助金政策を日本かとして居るといふ印

象を世界に示さぬことが大巧である。

マイン 為替相場の論議に際しては、重要産業に對する資材の優先割

當と経営の改善に力、コスト面から合理化することを強調せねば

得ぬ。貿易に因りて補助金を与するは、六ヶ月乃至一年間位の

一時的措置である。この聲明し、各國からの報復的措置乃至反

應と極力なをねばならぬ。之を免れる唯一の方法は経営合理化

を進行することである。但し少数企業にのみ資材の配当を行ふこと

は、殊に支那に對しては適當な対策を講ねばならぬ。

大屋 物産水産の別、而して又引下げることはどの程度か。

下 非常に難し。問題である。価格補助金とやり過ぎるとコストの

低下は避け又更に多くの補助金を要する事になる。お来るたり

補助金に過ぎず、経営の合理化は後つこととして、物産が停滞する

大屋 下落する自然な方法と云ふは、又は企業三原則の

如き同様規制にもあるか。

マカド 私見であるが、民間の資金問題は労働者と経営者が話し合つ

てみるべきこととして、政府が介入しないようにすべきである。尤も何等

かの規制は必要であるが、これは必ずしも直に資金を凍結するといふ意味

ではない。如何なる規制の方式かよいかについては、企業のことには企業にま

かせる方針にするべきで、企業三原則によいと思ふ。然しそれは有

限ではない、いふなり別な法が必要となると思ふが、個人的見解とし

RE'-0007

0203

ては、弾力性のない方式は好ましくない。  
ライン 弾力性を持たせようには、三原則によるものが複雑な行政を要する直接統制より遙かによいと思ふ。各会社の金融面からすれば、支払の得ぬ事態が生ずる。現状のままでは労働状況に押されて、資金引上げの餘幅なく、物価の引上を惹起する。三原則を立法化するに出来ぬ。

大屋 法律下での強制的にやるが、組合と産業側の話合による自然の原則によるが、また迷つて居る処である。

マーケット三原則は本腰を入れ実行できれば、それで解決できると思ふので先づ労働側と経営者側の代表者と協議してはどうか。九原則の策に当たっては、その方策が国民的な支持を受けて実行されるのは、ライン 将来他の方法が見つかるとも知れぬが、現在の処、武器は三原則のみであるから先づ之をやつてはどうか。三原則は効果的だとお考えになるか。

大屋 此の前のストライクも文で付いて居り、資金については相当有效である。差当り之をやつて見て、不況から法制的措置直を考へたかと思ふ。然し、石炭の場合を天然条件の悪い処は補助金で辛うじて維持して、いたが、三原則の爲つられることとなつて、一時的には生産が落ちることもあり得る。

マーケット 適当に運用すれば、低能率の処はつぶれても、全体として増産できるとも、生産が一途ならぬと思ふ。

ライン 三原則によれば、ユニットコストを下げることが出来る。又、経理組織の改善が非常に重要である。

マーケット 一九四九年にはインセンティブ・システムにより生産者にアトラクティブな方法で大いに生産を増加し、輸送の増進を圖りたい。然しそれは合理的なものであることと要し、此の前の米及び甘藷に対する超過供給報奨金の如きは余りに多過ぎる。此の場限りの話だが、自らが考へて、石炭、鉄鋼、アルミ等の工業に優遇的な機械を輸入して日本の工業を近代化し、大いに生産を増加を圖りたい。然し之は当該工

RE<sup>2</sup>-0007

0204

業全部を再建するよりではなくて経営のうまく行つてゐる優秀な工場に  
対してのみ行うものである。そして斯る生産物を適当な市場に輸送す  
ればその結果として国内消費の増加にも役立つこととなる。然しこ  
れが実施については、インフレ、中国等に偏見を持たせぬよう留意せね  
ばならぬ。

フライン 之は非常に重要なことであるが、日本が何のほりか、カバのほり  
と無暗に新聞に載せると、インフレ、中国、濠洲等が非常に反感を持  
つて来る。我々は日本援助の為に最善をつくしてゐるやあるが、日本は  
敗戦国であるから、それがいさゝくと援助の要求をするには、他国  
に對し却て敵意を抱かせることになる。米国の援助に對し礼を云う  
ことは差支えないが、日本が最善の努力を払つて九原則を實行する決  
意を示すことが、対日援助を増大する最も有効な宣傳方式である。  
大屋 民間の外資導入に關して日本側は何をせよ、と希望があるか。  
マーカーツトヤハ 一つは、目下司令部に於いて作業者であるが、近頃のインフレ  
から何か言つてゐる筈である。尚米國からの投資もいつてア、ア、ア、  
タイプにする為、法人税法の改正を行はれた。

RE'-0007

0205

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan





局長

大蔵省渉外特報(第29号)

昭和五年一月二十六日

マーカーツケ将との会談記録

石田官房次長

出席者 政府側 大屋大蔵大臣臨時代理、渡辺官房長、石田官房次長、官沃事務官

司令部側 マーカーツケ将、フライン、コーヘン、ルカウント、リート

フラッドシヨートの諸氏

大屋 先般御要求があつたので、事務当局が作成した昭和二十四年度一歳分計才出予算見積試算と持参した。総選挙の結果来月中旬頃新内閣が出来れば大蔵大臣が変更かも知れないから予算に関する基本的方針は取急が総理と相談してきつたいと思つて、新予算編成に因り司令部の考え方を伺つておきたい。

マーカーツケ 基本的方針は事前にお互に協議された。フライン この前の予算の時、政治的キャップのたの三月月日かかった。今迄は強か内閣側になり、強か予算が阻つたと思つた。政治的に不評判を予算が出来た場合、司令部に強制された。これは強か内閣側による。

第一案は左五財の最初に明示し、通し、繰入金算の算の均等を因り

第二案は、英国に於ては輸入税と賦税健全他、の關係に在りて

フライン 第三案は、この見積には鉄道及び通信料金、石炭の値上りを懸念せられて、その返りは物価水準に比し、留意してあると思つた。返りのために現在の物価水準を動かすことのないよう、考慮された。もつとも基礎物資のあるものについて、値上げする、の考え方には必ずしも反対はしない。

第三案は、フラインで強か言ふ、これは牙突り削減であるが、司令部が同じ立場として、政治的妥協、政府の非能率による冗費の削減については最優先的に考慮された。

マーケット 九原則にある一般会計、特別会計を通じてその年々の出入を公表する意思という考えが、特に特別会計については如何。

大屋 未だお答えする用意がない。

取引方税徹廃は民自党の主張であって、国民の要望でもあるが、満意は如何であるか。

マーケット 繰返して言っている通り、ある税を廃止する場合は代りの才入を明示して置き、代り財源がどこから得られるかを先ず提示して、その後には問題と提起される。

大屋 国民の声が強ければ、不動産所得に課する免税を引上げたい。財政の均衡を得るためには、個々の税をいじるといふことは宜しくない。

一頁租の公平租税体系、富強所得に対する累進については関心を保持している。大体の感として新税について日本政府は消極的であるように、印象を受けるが、重要税制認識は、重要な税制ではないか。

マーケット 法人税について是非改正を要する。外国に於ては他国から投資を引いた時に法人税を免税している例がある。日本に対しては、このまま要求しているのではなく、外資について無差別待遇を求めているのだ。

現在のうように国民に対しては、税を軽減し、事業に付いた税金を減らすと、態度としては、法人は事業をやめようとするを得ない。

一月下旬末の実績が、わずか三三六%であるが、特に東京局の成績が悪い。もっと努力を要する。ワシントンから指令されて、どうあるから、国民の声を聞きとらねば、どうしても徴税を完遂せねばならぬ。

大屋 完全に取り戻さうに、凡ゆる方策を講ずる。

法廷 国税査察の殊異、刑事訴訟の手続を取った分の報告書は、大屋の署名をいつたか、これは4日更に約十件追加が来るから、之を加えて上正式に提出することとした。

マーケット これはいい報告書である。今後も太い橋登り判決が下つたら、その後には公表することとした。

大屋 復興金融基金の運営刷新に關する、意見書は不蔵有が準備して、復命委員会の意見を伺ったものである。特比正を賜りたい。

RE'-0007

0209

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

マーケット 十分研究してやつて戴かない。  
大塚 金融業法については既に意見がまとまった分だけと切離しを執行に  
移した。

後述 ワイナンス・デビュシなども十分連絡して研究済みであるが、金融委員  
会等について未だ日本側の意見がまとまらないうちに、それ等の部分は切離して  
金融業法を制定したい。

マーケット ワシントンから言つて未だの方は、方からサニエスキンの全部であるから部  
分的に実行したのでは、ワシントンは満足しない。したがって全部のもの  
と又立法された。さうしないと日本政府が、ワシントンの言つていふ事を実  
行したくない。さういふ誤解を解かせる必要があるのである。九条則が実行され  
ないと言ふと、対日援助に影響を及ぼすおそれがある。

後述 次は貯蓄増強策であるが、主として問題が資金積子の繰上りである  
である。消費税を何かに。

マーケット 資金が不足な形は後述の通りには、恐らくは勿論であつて、貯蓄増  
強の必要などは存在してゐる。

後述 本件に關しては具体的コミットする用意はないが、大臣は税の減免  
に關するおのみにしては、せんざいとして、政府の債務を返済し  
ていく必要がある。

後述 次は信用統制に關する考へ方を書かせることであるから、御研究願は  
す。

マーケット 私、要求した資料を幾日の間に全部採つて来たのは、大臣が  
おぼつかない。よく研究されたことを満足に思ふ。

後述 現在使用して、株式取引所、集団市場は最近取引交の急増  
に、これに狭路に遇して、公的な取引も急増する、また法人脱出の状  
況がある。東京大阪の旧証券取引所の建物の使用をお認め願ふ。

マーケット 九条則の実施と單一レートの設定はともなひ、取引所の再編が必  
要になることは必然である。しかし現在の集団市場を公認するわけ  
には、おぼつかない。御申出の件も承認致しかねる。

後述 通貸改革、為替相場等に関する一席上での会談内容が何れも新聞に出  
ていかぬ。誤まりは、仙えら小の事である。この会談内容は厳格に秘密を守つて



感

不屋

渡辺

十分注意す。

火替管理と外資投資との関連、特に持株の問題について法研究中

のようだが、法意見を伺いたい。

渡辺

マーケット 貴方の案を提出された。

渡辺

火替管理は現在あり、かつ心も大きな改正も必要かと思ふ。

コーペン

ミニにあるのは財産権の取得に関する政令案であるから、法研究願いたい。

氏に法証しよ。

(註)

4. 日提出資料の通り。

1. 昭和二十四年一般会計才出見積及び説明書。

2. 脱税者刑事訴訟表。

3. 復興金融金庫運営刷新案。

4. 金融業法制定に関する件。

5. 貯蓄増強に関する件。

6. 信用統制に関する件。

7. 外国人の財産権取得に関する件。

8. 法人税法の改正に関する件。

9. 一月上旬末徴税及び煙草売上実績報告。

(以上)

25 省涉外特報(二〇号)

昭和二十四年一月二十八日

逓達官房長記

アリンソン氏との会談記録

経済局長 アリンソン氏 経済科学部財務課長 アリンソン氏 訪問 大蔵省

経二長

為替管理に付する 指令はどうか

アリンソン マーカント少将の承認を得て且下チウオスガフにいつては

アリンソン 為替決済資金と日銀に付した日銀自体の財産とを以て又は

政府の日銀に於て 勘定にするの二案が検討されたがその結果後

者に決定した例と考ふるホトは、政府が資金を管理する

ものでありて 政策決定機関ではない

アリンソン 輸出入業者は如何なる実際の手續をとりてはどうか

先づ貿易庁に付して輸出入の許可申請に付の 貿易許可許可

ホトに送る。申請者は、次に銀行におもむいて 許可法を提示して

為替取引に付の その証明を受取る。銀行に付して 許可ホトに

連絡して、ホトに貿易庁の通報と照合する。申請者は税関におも

むむして輸出入の手續を完了し、税関に又、ホトに通報しホト

にその書類を照合して手續を完了し、記帳する

アリンソン 貿易許可の場合どうか

貿易許可の代りに大蔵省が許可を与へ、後は同様であるが、税関の代りに

銀行がその機能と果たすことになる

アリンソン ホトの性格は政府機関であるか否か、又政府機関であるか否か、所管

に付するか

政府機関であるか内閣に所属するものかと考へ、内閣に属するものは大蔵大臣

に権限を与へ、その出来を考へらる

アリンソン 日本の法制によれば政府機関は何れの大蔵省の所管に付するか、又

為替決済資金の運営と、小率に付して現存の制度からいへば、当然

大蔵省の所管に付すと考へる

アリスン

渡辺

アリスン

渡辺

アリスン

渡辺

アリスン

渡辺

アリスン

この点は双方で更に研究しよう。然らざる経済問題であるから大蔵省の

問題かと思ふが大蔵省の一般と観念するものかと思ふ。尚、この

ホートの構想は日本に際して通貨基金の機能と一致して居り、将来日本が

玉際通貨基金の機能に参加する為には極めて有効であるかと考へる

対日投資員及び外人の財産権の取得に因りて外資委員会が今

考へられて居るが、小口の問題は為替管理と密接な関係を持つて

居り、為替管理機構との調整が必要であるかと考へる。この点も

どう考へられるか。

同感であるが司令部では為替管理の事を知りた人が投資の問題をとり

アリスン

渡辺

アリスン

渡辺



連合口人の民間業者の預金は勘定と区別して、その後者につ  
いては日本政府が検査監督の権限を得ることも考へらると思ふが  
貴見如何

渡辺

是れは是非も実現したい。占領軍は例外法種の出場にあるとして  
民間経済活動が亦に復興して行けりたれば、経済政策が内情に  
付はれらる考へる

アリン

銀行に限らず例へば貿易業者が贅澤を輸入して、亦と玉内で  
考へらば、内資金を得て事業を営むやうな傾向が、ついでに種  
の例外法種の内情と線さぬ様に日本政府の権限が、軍以外  
の連合軍人の経済活動に及ぶべきであるとの要望も日本側から提  
出する事は、何事支障がなからず極めて合理的なものと考へる

渡辺

貴下への切言を感謝する  
次に金融業法について一昨、マニラで少将から部分的に提議した  
意味も、何事の目的も、派があるが、その程度を金種と次の國會に提  
出することを必要とするであらうか

アリン

金融業法は出来れば限り速かに完成する事は望み、行水も  
令状の、ミツシヨンが来たり、その意見も聞かした上、おまけに  
まゝと個人的に考へてゐる

以上



大蔵省渉外特報(第一三三号)

昭和二十四年二月二十三日

下田官房次長

マーカー少将との定例会見記録

石田官房次長 記

長官

次長

政府側 池田大蔵大臣 渡辺官房長 石田官房次長 鈴木事務官  
官沢秘書官

司令部側 マーカー少将 コーペン、メイナード、マリソン、モスリー

ドニヤールの諸氏

ドッチ、ステファン、テイールの諸氏

池田

昨日リド氏を報告し、閣議において暫定的に決定  
された一般会計の予算の大綱をここに提出する。特別会計は廿七日迄  
に提出する。特別会計の予算については必要があれば一般會  
計にも大きな修正を要することとなるかも知れぬ。特別会計につ  
いても正式の閣議決定前に財政課と連絡する。

マーカー

運賃引上げ決定は最終的なものか。  
池田 鉄道旅客運賃は上げぬこととし、貨物運賃は10%上げ  
ることとする。赤字は物件費其他の節約で補うことに一先  
決定した。

マーカー

物件の準備に備え、どうかを検討されたか。他官房との連絡は  
どうか。  
池田 物件の準備はともなうあり、旅客運賃に比し現在の  
貨物運賃は低過ぎる。貨物運賃を引上げて、企業の合理化  
と生産の増加で吸収し、また取引手続の廃止により物件が下る  
ので、物賃水準には影響しない。

マーカー

マーカー(モス氏に対し) 税務機構の改革は何時より実施されるか。  
モス 六月一日から実施の予定である。その前にはやむを得ず徴税率に影  
響するし、本年は源泉と申告との均衡とする問題もあり、問題は  
深刻である。九月か十月には新組織が効果的に動くこととなる。

RE<sup>9</sup>-0007

0215

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

我構政組に關し大藏省は完全に協力してゐる。  
マッソトは、大いに促進せられ、速に改組を行つて、国民及び稅務取員の  
教育を行われたい。稅務取員で殊種者となつた協するものは、退取して  
愛國的な新人を雇うようになつた。

予算案については、ドツゲ氏の指導を受けられた。  
ドツゲ 大切なことは先づ問題の所在を明確にすることである。根本的な  
問題に關する意見は左の通りである。

(1) 総合予算として政府の正味の債務が増加するような借入金のない  
ものでなければならぬ。

(2) 才出に充てるべき財源の見積は、堅くかつリテリスティックなものでな  
ければならぬ。多少の見込違ひが起るのには已むを得ない。

(3) 取引高稅の廢止、勤勞所得の控除引上について發表しておられる  
が、現実に存在する財源を捨て、代りとして小が合らぬ財源で、代置  
するのはいかぬ。政治的な立場からの決定であるから、それを實  
行するには、歳入を削減する外あるまい。

(4) 單一レートについては、具体的にすぐ左右されるというものでないが、  
單一レートを押さへるかに大に關係がある。また單一レートが干渉した  
場合、單一レートの影響が考慮されて、必要がある。

單一レートは、予算より前にはきまらぬ。  
(5) 均衡財政であつても、経費の支出の他方によつてはインフレ的予  
算となる。その相関關係を充分考慮する必要がある。

(6) 米国のFRBの資金は有効な經濟安定を前提としてゐる。  
經濟安定の第一は、莫は財政のバランスである。

具体的には、物価水準、補助金、運賃（物の原価に影響あり）  
その他複雑な問題があるが、合理的な答を出すためには、此の予算  
の内容と具体的に検討して、又なればならぬ。極めて困難な問  
題であることは充分認識しており、大臣の立場には同情する次第であ  
る。

我々一行司令部、日本側が協力して實際的な解決を図ることと致  
したい。我々は同一の目的を以て歩んでゐるから、基本的な方針

RE'-0007



に於いて異った意見を持つてはならない。

池田 御懇情を感謝する。誠に同感である。

マーカート この会議の席上にある全部の人が、今度の予算は総合予算の真の均衡を見ることに意見の一致を見た。今後司令部側も此の方針に基づき是れを議論をすることは許されない。

ニヤベル 取引高税廃止により、億円の代り賦課たる三億億円について

手形税・生産者税等はまだ論議していない。

ドツギ 現存の賦課とあとして、代り賦課と取上は書いたのみではよいとは言えぬ。

池田 カソリンの使用量がきまつていり、これに對する十割課税は当然とわらう。手形税は銀行の取引に課するものであつたから、これも

確實なものであり、生産者税は取引高税の變形である。従つて、

これも相當の根拠があり合理的なものである。

ドツギ 此種の通りかも知れぬが、未入は甘く見積り過ぎるものだ。取引高税は所得の補填に役立つので、その利益を捨てる長にも問題がある。

モス 手形税は存続の必要があり、生産者税は物価に影響を及ぼす。取引高税廃止は懸念対策として、この問題は疑わしい。物價

のもうで、鉄道の赤字を貨物運賃の引上げで消すというのも、旅客運賃を引上げたくない。政治的なるものであろう。他省で試算

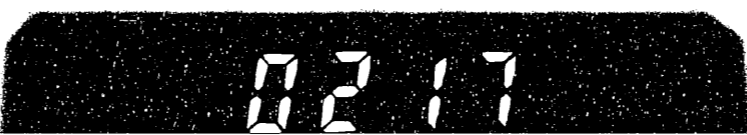
した資料に依ると、貨物運賃の引上げは必ず公差価格を下げることになり、従つて此の向答について、大いに同心を持つていふ次第である。

リード 取引高税、貨物運賃の外にも、もう一つ問題がある。それは物価があつても、對策の控除の引上げによつて、現在の生計費を維持することと、いふものである。

ファイブ 九系則発表の際、吉田総理は、國民は耐乏生活をやつて九系則を實行せねばならぬと立派な声明をやつたが、内閣が考へてゐるのは、それを避けるふりとするのはかりである。

これは避けるふりとするのはかりである。

RE'-0007



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

トツカ 現在の税は 飽和に達しているように思ふがそれを守り  
と外もあるまい

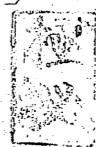
池田 取引高税廃止は政治的なきがで、党ヒートは戦政政策の最大  
問題として公約して居り、国民も望んで居る。取引高税自体  
には反対しないが、徴収方法が悪かつたために、税自体にも国民が反対  
するところがあり、今止めては止めざるを得ない。取引高税を設けたの  
は、運賃引上げと三倍半に上り、その代りに鉄道の赤字と運賃引上げで賄うか取  
引高税に上るかという問題である。  
ライオン 運賃引上げが悪いと、そのやなく、旅客運賃に手をつけ以ては問題  
はして居るである。

池田 旅客の方では扱がなく、貨物の方は積をして居る。従つて貨物運  
賃を上げるのが合理的である。  
ライオン そればかりが物価に響く程な問題である。

後進等、全貌を考へて見よ必要がある。  
マカット各項目の内容を出来ただけ早く持つて来て戴きたい。トツ  
チ氏一行にも検討して欲しい。尚、予算については、定例会員の時  
を待たずして必要があれば何時でも御目にかかると。  
(昭和廿四年年度算編成に關する非公式覚書を受領した)

以上





外務省 (二三三)

204

昭和二十四年二月十九日

長友  
少将との会談記録

石田官房次長記

次  
料

記者

政府側 池田大蔵大臣 長沼次官 渡辺官房長 伊原理蔵局長

愛知銀行局長 石田官房次長 官房事務官

司令部側 ドッチ氏、マーカー少将、フライング、コトヘン、ベーカー、ルカウント、

リード、ハッテンソンの諸氏

レオント 佈就任をお祝し申上げ

九原則の實現のためには、経済安定本部と共に最も重要な地位であらう。財政課と一諾に作業し、早く結論を出して戴きたい。当方としても大に援助する。

本日の読賣新聞に四月一日から九日までの記事がある。どうか出たのか分らぬ。自分等も驚いた。この決定の権限はない。ワシントン及び秘東委員会から来る。日本が政府がやることは尚更である。

幸い国際金融のエキスパートたるドッチ氏が居られるから、新大臣はどんな問題でも持ち込んで同氏の指導を受けられる。同氏は長くは居られぬが帰るときには、健全な財政金融上の基本方針を確立されるであらう。それから、それらもついで今後の仕事をすることになる。予算については直ちに研究を始め、廿二日の閣議で結論を出し、廿三日には司令部を待つて来れると思ふ。

マーカー少将 詳細は別として、予算の大綱については、正式に準備ができた。待たずに持つて来て、予算編成のやりかた、資金の配分使用の方法等について、ドッチ氏の指導を受け、一諾に作業せられたい。

池田 ドッチ氏の指導を受け、一諾に作業せられたい。渡辺官房長や主計局長も同

トシ

がわきよろいだらうか  
日本経済を安定させインフレを克服するためには適切なリソースを  
予算を編成することが必要である。

此の二週間、日本の予算を研究して見て、大体的ことは分ったが、法  
論だけ先に出て来て内訳の詳細が足りない。早く適当な解決を得  
るためには適切な内訳の資料をできるだけ早く提出して戴てか  
らう。

日本側でも予算であるが、司令部側においても財政課と他の部  
課との協力がうまく行っていないようだ。これをうまく行くよう  
指示するつもりである。

我々の予算の準備には一年半を費し、議会における審議には半  
年かかっている。日本の場合は之と著しく対照をなして居り全く  
異なる状態である。

リポート  
ハルビン  
ルカント  
池田

ハルビンは待たぬから、逐次連絡を戴て  
ルカントは日本側でも現況と連絡をせうか  
池田は予算に添うようにする  
トシは日本側で是非バランスするよう編成せられたい。日本側  
で出来れば私の方でバランスさせようにする

以上

蔵省渉外特報 (二五号)

昭和二十四年四月六日

下 二 浦 加 林

OGORO カットサ将との会談記録

次長

石田官房次長 記

出席者 政府側 池田大蔵大臣 渡辺官房長 石田官房次長 鈴木事務官  
宮沢秘書官

マコト

可令部側 マコトサ将、マイン、ルカウント、モスリートの諸氏

(三月五日現地徴税実績報告配付)

池田 三月末では九九二に達する見込であり、本会計年度では、一五億中布米

中億円程を余分に取れる見込である。

マコト 来年度の徴税改善計画は如何。

池田 個人の申告と徴税とを共に、税務署の手不足のためおくれを法人税を促進せよ。

マコト 悪い税務署員は整理するが、量よりも質だと思いがどうか。

池田 勿論悪いのは整理する。税務官吏の訓練と十分にして質の向上を計る積

りである。

池田 昨年度は、一五億中布米の徴税実績を達成し、政府が地方交付税の改

正案を提出されたが、予算委員会は明朝まで用いられない。一般会計より地

方財政を確保し、地方交付税の額が充分でないというので、不満である。

マコト ドンナ氏は中央財政がバランスするだけである。地方財政もバランスする事が必

要であると言つて居られる。その不満を片付けろ方法があるか。

池田 大臣は今、予算編成に当りドンナ氏の指示した処をよく認

識され、真先にこれを実行された。最善の努力を盡されたと思う。

マコト 先週も口話申上げたが、公共事業費の中、緩急を六三制に替わす

ことお認め願いたい。安本から提案が参つても答である。

マコト 安本の提案が公共事業費の中、各項目を一律に三分減らしてそれによつて

生ずる十五億円の校舍の建築にまわしたいというので、今朝ドンナ氏と相

RE'-0007

0221

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

談したが、ドツチ氏は三分の二は、昔水たけ過剰を見積り  
てしまつたから、其の分は他へ使わずに節約したうよとの意見で  
あつた。

マーカット  
今度の予算は余り多過ぎるうで、ある程度は余裕を日一政府に与えぬ  
はなるまい、もつとも賤賂が無いとどうなり別問題である。

池田  
過剰にインフレーションを起すなりいけぬが、多少程度は差支えない。  
それに六三制は司令部の指示によつて始のたつて、皆が一札を支拂してゐる、  
その健全な発達を期待してゐる。

マーカット  
六三制については日一政府は金と地位の位かゝるかとの計を以て始め、  
ある。としか本件については、リド氏と自由に話さうと戴きたい。  
本予算が成立しないと種々なことが定らぬから、早く成立せよと最善を盡  
された。更には暫定予算と組むことは認められぬ。

池田  
これからやらなければならぬ事は、銀行制の改革、復金、信用統制、  
(必要な準備金を蓄ふよう) 徴税制の改善(賦税宜停納税者の  
教育等)である。

マーカット  
本予算を通すためには是非とも六三制の控費を認め、必要がある予算の  
増額にはならぬかあるか、何と考へ願はたい。

池田  
安本の行政整理については、整理し過ぎぬようには考慮せられたい。全面的  
な権限を表す統計を作成する必要があり、又経済警察は物資割当  
計画の具体化であつて、これを減らすと割当計画が効果的に行われぬ。われ  
われの仕事と関連があるから、安本の行政整理の具体案を見せ戴きた  
たい。

池田  
徴税制の改善については早く着手されたい。尚予算審議については特  
に経過報告とせられたい。

マーカット  
取引高、税利金の改正に付しては援助を賜つた事に感謝する。  
大臣は印紙押付を止むるとも一と税が入ると言われたが、是非さうや  
つて見せ戴きたい。

以上

渉外特報 (二六号)

昭和二十四年四月二十日

石田官房次長記

マイカット少将との会談記録

石田官房次長記

出席者

本村次長

政府側 池田大蔵大臣、渡辺官房長、石田官房次長、鈴木事務官、

田付中佐

官沢秘書官

参謀部

マイカット少将、ベーカー、ファイ、ニコル、ルカント、モス、ニコル、

の諸氏

マイカット

法人が税を完納すると、それゆゑもつと拂えるだらうとして、税務官

更改更に更正決定をしようと、不平が違つた業種から五、六通来てゐる。

かゝることほど、税務行政に欠陥があるのだと思ふ、今朝も日本フェルトの社

長が税のたりに縊死したとの新聞記事があつた。こゝろした事実が日本に来て

ゐる米口の新聞記者を通じて米口に傳えられると、誠に具合が悪い。右

の様な事実を御存知ないか。

池田

現在は経済の変動期なので程度の低い税務官吏はそれについて行くこと

が、米など、それは現行の税制は普通過ぎるから、税務官吏が税法通

りに実行すれば、時には業者の破産も起りかねない。

マイカット

徴税は個々のネゴシエーションでやるべきものではない。税率の問題は口合で解

決すべきものである。納税直後にまた更正決定をやるというのは、はじめにネゴシエ

ーションで税をまけてゐるからである。

池田

不日夕刻参議院を通過する見込である。

マイカット

私共は大臣が予算のたのよく奮闘された事を賞讃してゐる。

今後は予算の実行について厳格に現在の方針を維持して行く事が肝要であ

る。然し政治的にはこの方向を變えようとする動きが絶えずあるように見受

池田

けられ、危険を感じる。

予算が通つた後早速金詰りの問題を解決しなければならぬ。現在約

五百億円の口庫金を市中銀行へ出しているが、文をよかて引上げねばならぬ。

差当りの問題としては、一般会計から貿易資金を五百億円の繰り入を實

行したい。

(リード氏より貿易資金金計への繰入れが四百億円予算に計上してありその  
の実行の問題であり旨説明したが、マーケット少将はよく了解でなかったよう  
である)

マーケット 先週土曜日に文部大臣が見えて、六三制予算について懇請があったが、  
承認出来ぬ旨と答えておいた。実情はどうであるか。

池田 教室が深い為ニ部制、三部制、と一節下の使用その他お奇を催した  
りしている。政府からの補助金を当てて借金を仕立てた地方  
団体もあるが、予算が削られた為、市町村長は辞表を出す者が続  
出して来る。

マーケット 予算の配分、資金の使途等が適当でないという事もあるが、それは  
未だ出てない金とあって使えない人は辞職してもらうと差支えない。  
六三制は始めの時に従来六、五、三制より五、三、二に相当する部  
に施設を十分に見わけてある。日本政府の計画は新制度校の  
増設と一見しているが、従来の余剰施設で足りる筈である。

トコロン 貿易資金の融通は、従来は銀行自身に頼り、銀行は貿易手形よりも、  
口内商業の方が資金の廻りが早いから貸し易いともあり、融資の順  
位も優先的である。そこでこの兵村案として、貿易金融の中、五%  
は政府が保証し、五%は銀行自身の危険に任せてやる、というふうな  
優遇方法も考えられぬ。

池田 貿易手形に代るは、金融は容易になるが、その前の段階の見越製  
造について考えてやる必要がある。政府の命令によって、預金増加額の  
一定割合とその目的の為に割当が、或は融資準則に於いて優先  
的地位を与えるかというふうなことが考えられる。

トコロン 強制的な規定を設けるのも一つは考えようであるが、貿易融資を  
もつてマトリクティブにするため、融資金體をフルにするとして、銀  
行は個々の特定融資を行わないで、そのうち半分は口内保証する  
というふうか。

造船の如きは五五以内だからやめておけりやないか、それが第一シートに  
とててもやめておけりやないか、何とかしなければならぬ。

リポート 対日援助見返資金会計の方法がつかうてはなにか。

マーケット 研究に値する問題である。何か研究案を提示し願ひ度い。

次に今度出たる日本銀行の政策委員会について大臣が任せてくれる  
上は困難にたふすことではないか。

池田 別に困ることはないと思ふ、結構である。

渡辺 日銀券の発行量が減少に伴い凹版印刷能力に相当余裕を生じて  
くる。身四半期以降は設備の半分か減らさなくてはならぬ。朝鮮その他

東洋諸国の紙幣の注文を度いか、即ち考え願ひ度い。

フライン 中口の注文を取つたら随分収入が増えるであろう。

マーケット よう結構である。研究しよう。

行政機構整備の目的は経費の節減にあると思ふが、重要な機能  
は維持しなさい。

池田 大體本号までよいと思ふか、もつと敷く取つてもよろう。

マーケット 経費を最低に抑えねばならぬ事は当然であるが、税務関係が有効  
に機能を發揮しなさいと予算全體がくつれてしまふから、この点については特  
に留意を願ひたい。

池田 税務関係は一割減であるが、欠員が多いので実質上影響はない。

また一割切の際には、それから税務官更を整理しなさいと考へてゐる。

なお予算支出面の監督を有効に行ふためのこの一面の増員をすべし予  
定である。

マーケット 税務官更を増員すると一人当りの徴税能率が逆減することになるが  
現状は、その段階に達してゐない。

現在の案は、機構の名称変更を併せてみる、人員整理の案  
は、その内である。

池田 税務官更については増員よりも、質の向上を固る事が先決な題で

マーカー  
悪い税務官吏と整理するといふことは實際的を考へた方である。  
お税務官吏については半ル半ルの階級に定めて教育する必要がある。  
フアイン  
先日不多大臣から行政整理の退職金を最低四ヶ月にしたいとの口  
頭授意があった。しかし予算には三ヶ月分しか組んでなく、また二週間  
勤務したのみで四ヶ月分を支拂うのは不合理であるから、お断りした  
が、月曜日に閣議で一致した意見であるとして再度正式な授意が  
あった。大藏大臣が賛成されたいとは思われないが、如何であらう。

池田

準則に於ては勤務一年に付一ヶ月分と定めておられるが、二年勤務と  
三ヶ月分では少過ぎるので、最低四ヶ月とすることにした。公団取  
員に於ては三ヶ月分を以てするが、公団取員の俸給は一般公務員より  
三割程高いため、これを考慮して最低四ヶ月としたのである。

フアイン

トッヂ氏から夜々二針が示められて閣僚の考案が相違を来たしたと  
思ふ。トッヂ氏の二針は、公団の俸給も見ると、公団の賦課が、固有賦課の  
松下村たといふの賦課に等しい。公団について十分な精査の必要が  
ある。

池田

日本の俸給制度は退職金を前授にしている中で、この点も考慮が  
ない。なお賦課の点はやまらずである。

フアイン

とにかくトッヂ氏の方針に従かつて行く様にせられたい。

以上

RE'-0007

0226

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



大蔵省渉外特報(第一七号)

0026

昭和二十四年四月二十七日

田中 昭也ノ筆

下田

本誌

マーカー少將との定例会談記録

石田官房次長記

出席者

政府側 池田大蔵大臣、渡辺官房長、石田官房次長、鈴木事務官、官沢秘書官

司令部側 マーカー少將、下、コー、ルカウ、リード、シヤベルの諸氏

池田 鉄鋼、肥料、ソーダに対する価格調整補給金で、前年からの繰越分については、三ヶ月前の産業の貸金が高位にあるので、当初の予定額二十八億円で、約十億円削減したい。

マーカー 貸金引上げのための補給金は三原則があるから出せぬ。

リード これは生産者価格と消費者価格の差額補給のためのもので、生産の増かに伴って補給金も増加する。この補給金の逆及減額は重大問題となるから、前記がある。

マーカー 今夜の予算はきびしいものであるから、経済九原則、貸金三原則、均衡財政健全金融以外の点については国民に対する負担が軽くなるように考慮すべきであろう。

池田 補給金積算の際の生産規準量を超えて生産が増加した場合、その増加分について補給金を出すことは、結局高貸金をもたらすことになるので、かかる補給金を削減したのである。

マーカー 既に労働者に与えたものを取りかえすことは労働問題を惹起す。又経済復興の負担を労働者にかえていふことは、好むところでもない。どうかとも思はれるが、具體案を出して戴けば研究しよう。

池田 鉄鋼業の貸金は昨年六月に比し九六%高くなつて居り、他の工業に於いても貸金引上げ要求がある。この際鉄鋼業に対する補給金を切れば、他の工業の貸金を引上げないで済む。

マーカー 企業が補給金に依り貸金を上りるのは不可である。石炭業の如きは、資金が入っても資材の供給者、労働者に対して支拂はず補給金を国内に

11/10/47

出ているように所迫を加えてみる。

コーン 鉄鋼業については補給金を減らすのみでなく能率をあげ、合理化を図るべき種々の点がある。

リード 補給金は昨年六月に比し貸金六六%高下租人であるが、九六%高の貸金を拂うためには大に企業者の合理化を必要とする。そうして受ければ貸金を減らすことが得る。

池田 石炭についても六六%高となつてゐるか。平均平均増加率であつたと思ふ。

コーン 補給金を廃止し、国際価格と調和を図り、税を軽減し、生活水準を高める事が眼目である。従つて補給金の廃止は早ければ早い程よい。

池田 軍一レポートが三六〇円に上つたので三三〇円の計と比較すると輸入補給金の約一五〇億円増加する事になるが、現行予算を補正せずによつて行ふ事は考へてゐる。

コーン 物價を上つていく意味か。必需物資だとなれば食糧については輸入補給金を増やすが、それ以外の物資については多少上るかも知れない。

コーン それ以外の物資という点、鉄鋼等が主なる材料が三割上がれば、製造品は約八割上がる事になる。一か一輸入物資の種類を採択すること、また再價格が下落傾向にあること等から考へて一五〇億円はもと減らさなくてはならぬ。必ずしも予算補正の必要はなからぬ。

池田 現状では不確定要素が多いので物價、予算を必ず変えねばならぬとは思ふ。

リード それ等が必要については價格統制配当課と共に研究中である。

マーケット 来年は補給金とどんな風にして廃止するか。

コーン 一五〇億円は対日援助見込資金から支出するか。

池田 野党から予算補正要求が出た場合、是に對抗するための最終的結論を早く出す必要がある。リード氏の如く價格統制配当課と協力して出

来るだけ早く解決を図られたい。

補給金は本年度内は三分の二を切り、来年度及残りの三分の一を切て二年間で無くしてしまいたい。その結果物価があがることは避けられたいと思ふ。

フーカト 今年は非常な予びり時期であるから、今年度内に<sup>日米関係</sup>澤山<sup>の</sup>来年度は漸減するといふ事を考へるは適当だと思ふ。物価についてはインフレかと、<sup>日米関係</sup>思ふ。また国際価格は下落傾向にあるから物価は騰貴しないと思ふ。

池田 国際水準に比し価格の低過ぎるもの、たとえば(米)があるから国内的には上かる傾向にある。

マーケット 物價の昂騰を抑へる唯一の方法は生産増加を図ることである。石炭業の如きは健全なビジネスライクな方法を取れば、二倍、三倍の増産が出来る。増産の出来ぬ処は米国の資金、米国から得た日米の資金を使ふことは許されない。

池田 単一レートが予びり円安に、しかも早くきつた事と一般に喜んでゐる。

マーケット 予想よりも円安であったことは輸出産業に対して大いに助けとなるであろう。

池田 日銀政策委員会に關する法律案の御承認を仰ぐたい。

マーケット 承知した。

シヤベル 酒類配給公団の廢止についてはどう考えられるか。

池田 経済九原則の根本精神に則つて、(1)自由企業の形態に基き、(2)ことい政府の持能を必要最小限に止め、縮減を図ること、(3)公団は政府と民間のよい面を合わせ持つことをねらつてゐるが、今既に兩者の面を多くに持つてゐること等考へてビジネスはビジネスにもせず主として速かに廢止したい。

シヤベル 六月一日に廢止すると酒税が一兆九億乃至二兆億の減収になる。従つて公団の廢止も年度末または十二月末迄一時延期することとして、その間は税の改正その他の措置を十分準備することとして如何、この意見には

RE'-0007

0229

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

アンタイトラスト、Dも賛成である。

池田 公団を廃止しても酒税の収入は減らない。減収の危険をおおすまいではない。

マーケット 代替的制産を整備してからでなければ廃止できない。

池田 廃止に決定すれば三ヶ月以内に代りの制産を作るから大丈夫である。

コーエン 日本政府の各種公団の整理統合案については勿論異存はないが条件のみについて反対である。シャープ・フミシヨンは物品税、酒税、専売等については全面的な再検討を行う必要があるから、その間暫時廃止を延期したい。わすか六ヶ月の問題である。

池田 私は根本的な政策を言っているものである。酒については十年間の経験を保持しているが、之を廃止したからとて、酒税の減収が起ることは確信にた

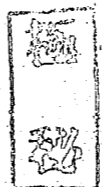
シヤベル シヤウフミシヨンは酒税についても発生するであろう。シヤウフ氏が来られる前に必要ない混乱を惹起しなす。

池田 本件はシヤウフ氏の取扱うべき問題ではない。

マーケット この問題と次の定例令の主題として相互に意見を持たす一つ協議するにしよう。

以上

田中  
 次長  
 一部長  
 調整課長  
 政経課長  
 行政課長



大蔵省 渉外特報(第三八号)

昭和二十四年五月四日

マーケット少将との定例会談記録

鈴木事務官記

出席者  
 政府側 池田大蔵大臣、渡辺官房長、鈴木事務官、宮沢秘書官  
 司令部側 マーケット少将、ドコーニ、ルカウントリート、シヤベルの諸氏

マーケット 最近取引所再開のことを盛に新聞が報導してゐるのはどうしたのか

池田 業者の臆測記事に過ぎないと思ふ。

マーケット 再開の日附まで記載されてゐるのはどうしたのか

池田 政府側で再開の日附などを発表したことはない

マーケット (政府側が提せし酒類配給公団廃止に関する対策案を暫く黙読してから) 此の公団廃止案が適切であるか否かについては意見を述べよう用意がない。シヨウフ教授は来週日本に着くことになつてゐる。同教授は日本の税制全般に亘つて検討することになつており、若し現在の改革案と異なる議論にシヨウフ教授が到達すれば、同一会計年度に二回も改革することになるから、今改革することは差控えるほうがよいと思ふ。マツカサ元帥も

トツケ公使もシヨウフ教授来朝前に税制を種々と弄らなかつたかよとの意見であり、自分も同様の意見である。政治的公約などにとらわれるのはよくない。

池田 酒類配給公団の廃止は決して港の公約ではない。若しそんな話が傳わつておれば、それは誤報である。この公団廃止は税制には直接関係がなく、然

もこれによつて地方は非常な便宜を受けることになるのである。

マーケット 誤報であるか否かについては司令部側の機関が当る。我々としては大臣の賤政に関する識見には感服し敬意を表してゐるのである。

RE<sup>9</sup>-0007

00231

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

池田

酒類配給公団の廃止はシヨウフ教授には関係はないと思う。その理由は第一にこれは徴税の問題ではないこと、第二に公団という事業そのものの問題であること、第三に主税局の改組と云う様な重大なものでないこと等である。更に補足して言えば第一に経済九原則の趣旨による人員枚数理により政府支費を軽減すること、第二に事業経営と私企業を還元し経営効率を向上せしめること、第三に戦時的な組織をなるべく速かに廃すべきであり、殊に私企業がこれに代り得るようになったときは早急にこれを実施すべきであること、等の理由で酒類配給公団を廃止せんとするわけである。

ルカウソト

然し六百五十億円の歳入に關係することであるから、シヨウフ教授に検討する機会を与えたほうがよくはないか。

マカウソト

そうだが、シヨウフ教授は租税に關係するあらゆる問題を研究することになつてゐるのであるから、同教授に公団廃止問題を検討させることが、公団制度に缺陷があるならば、それと日右側からシヨウフ教授に説明して欲しい。公団廃止後、卸売業者を免許制で定めることになつてゐるが、こういうことに対しても、シヨウフ教授は何と言ふか、わからない。免許制より公団制の方がよいと言われないとも限らない。これにしても、今直に公団を廃して他の制度を要する場合は、何かという理由がわからない。

リード

酒類配給公団の存続は六月三日迄となつてゐるのであるから、これが廃止の期日は政令を以て定む、という様な法的措置が必要に思ふ。

マカウソト

そうだが、政令による公団と一時存続すべきか、シヨウフ教授も報前に斯様な改組を可後にシヨウフ教授より抗議を受けることとな

此は司令部側としても固き。日本側の政党の困惑をまねかして  
ために司令部側が苦境に立つわけにはいかぬ。公団廃止の期日は政令  
を以て定むとしておき、シヨウブ教授が来てから出来るだけ早くこれが  
実行するように進言したる宜しい。

法 辺 主税局の機構改革は決して極く近い将来に指令が出るように聞い  
てはいるが、シヨウブ教授未朝を待つという原則は主税局改組にも適  
用されるのであるか。

マーカット 主税局の機構改革に関する指令とは……。  
シヤベル その件は既に参謀長の承認を經てもう日本側に手交されるば  
かりになつてゐる。

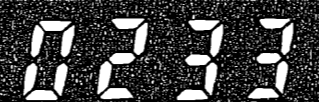
マーカット 参謀長が署名したというのか。  
シヤベル そうである。シヨウブ教授未朝前にこの欠置となつたのは次の理由  
による。税制を大別すれば、行政面、立法面及び徴税面になるが、  
行政面に関する限り、現在司令部の内国税課取員は米国の内

国税局その他の関係機関に於て二十数年乃至十数年に亘る経験を  
有する者が多数に居り、シヨウブ教授未朝が来てからも行政面の改革  
案を担当するのは現在の取員であるから、シヨウブ教授未朝前に

主税局の機構改革という行政面からの改組を行つてもシヨウブ教  
授としては異議がなからぬ筈である。シヨウブ教授未朝が重責を置く  
のは、立法面と徴税面とである。

マーカット 今の説明は論理が一貫してゐると思ふ。  
池 田 公団を廃止すると酒税収入が不確定になるという話がこの前の会  
談で出たのであるが、この心配が無用であることを重ねて説明した  
と思ふ。

マーカット その説明を聞く適任者はシヨウブ教授である。であるから同教授



へ話し貰いたい。教授は未週着とことになつてゐる。自分も着て前  
に色々の改革をする体で、水は何故自分とわたり、怪しい米国の  
寄んだのか」と言われたとないから、教授未朝を待つて貰いたい。公  
団を廃止して酒類配給事業と私企業へ返すという大臣の考え方に  
自分は完全に賛成する。それ故大臣の案を極力支持してシヨウブ教授一  
行にすいません。僅か一二週間のことであるから待つて貰いたい。

シヤベル  
最近十二名の業者と話合つたので、今公団を廃止するとすくと  
六ヶ月に亘つて混乱状態を生じ、税収入の減退を来す恐れがある  
マーカー  
そういう議論は今日ほどたくさんない。水はシヨウブ教授が取り上げら  
極である。

池田  
シヤベル氏の言われることは少数の大醸造家の意見に過ぎない。多数の  
中小醸造家は公団廃止を歓迎してゐる。

マーカー  
大臣の考え方はシヨウブ教授の関心を惹くであろう。  
党綱領の実現はシヨウブ教授の諒解を得てから直つて行うことにす  
よ。

池田  
これは党綱領の問題でなく、単に行政技術的問題である。  
マーカー  
我々はその思はぬ、免に前よりない公団はシヨウブ教授が来てから  
来るだけ早く廃止した方がいい。

池田  
公団を廃止するよりも、その代りになるものを準備するのには三ヶ月位要  
する。今直に廃止と定めたい。今廃止を決定せずには存続せしむることに  
れば、問題の解決が延引するばかりでなく、色々不都合を生ず  
マーカー  
準備に三ヶ月要するであらば、未週来るシヨウブ教授を待つて、  
とはなしてはならないか。

マーカー  
公団の存続を無条件で延ばすは、いろいろ後難なる情も生ずるであら  
うが、公団廃止は政令により一九四九年十二月三十一日又はそれ以前に  
施すと定めておけば、漠然と延長するのとは異なるから、差支えな  
はないか。

マーカー  
代り持構の準備に三ヶ月要するとすれば、六月三十日下公団を廃  
するわけにはいかないか。



池田 此れ以上引延して公団を存続すれば事態を複雑化する。  
フーエン、国舎の会期は五月二十日であるから、シヨウブ教授が来て検討する  
日の日数がある。

池田 これはシヨウブ教授の来着を待たねばならぬ。大きな問題では無い。  
フーエン 然し、六五の借月の金額に關する問題である。

マーカット 大きな問題ではない。待つたらい。  
池田 大きな問題ではない。待つたらい。シヨウブの来着を待たねば解決  
出来ぬ。この問題では無い。という意図である。業者にも豫てから公団  
廃止に關して個人的な情に於ける陳情を司令部に付して貰うのは差  
控えるべきである。注意して貰うところである。

マーカット 兎に角、シヨウブ教授来着前に酒類配給採改組をしなければ  
はなから理由は納得出来ぬ。公団廃止はシヨウブ教授の諒解を得  
て行つて貰うべきであり、これについては我々も出来るだけの支持を与えるか  
ら、場合によつてはシヨウブ教授の承認を得て六月三十日を以て公団廃止  
が実現するかも知れない。現在としては「酒類配給公団廃止の日」は政  
令を以て定む」という処置をとるべきである。

池田 貴提案を諒承する。然し、單的に言えは、この問題に關して司令部側の申  
には業者の誤れる情報の先入主が入つてゐるよう思われるのは遺憾であ  
る。

マーカット それについては今論じない。シヨウブ教授来着を待って貴案実現に向  
つて進められたら宜しい。我々としては大臣に及する意見と述べたこともなく  
又述べつもりもない。唯、今直ちに公団廃止を決定するといふ理由は承  
服出来ぬ。前に強り返して述べた政令案で行くことについて貰いたい。

池田 公団廃止の日を政令によつて定むという方法を採用することに決定す。  
マーカット (四月中旬末現在の税収入報告を見ながら) 此の報告は頼もしい  
ものである。徴税状況は順調であるか。

池田 第八軍の援助を受け徴税は順調に進んでいる。但し行政整理案で  
四千人の税務関係者をやめさせなければならぬようになつてゐる。  
マーカット 定員に相當の餘裕があるように聞いたがどうしたわけか。



五月二十日調整課  
 長 兼  
 第二部長  
 調整課長  
 政治課長  
 行政課長  
 第一部長

大蔵省涉外特報(第一三三号)

昭和二十四年五月十一日

マーケット少将との定例会見記録

出席者

石田官房次長 記

政府側 池田大蔵大臣、増田官房長、渡辺官房長、今井給与局長、石田官房次長、石原主計第二部長、鈴木事務官、宮沢秘書官

司令部側 マーケット少将、コーヘン、ルカウント、モス、リードの諸氏

池田 目下定員法を準備中であるが、退取金の問題について国会の會期も迫り、急いで取り急ぎ貴官の助言を賜りたい。

マーケット 貴方の意見は御存知の筈である。退取金三ヶ月分の予算が組んでないのに四ヶ月分を拂おうとしても金がなっていない。

池田 各費目間の移用はするが、予算全体としては増額しないこと。恩給共済組合給付金との重複を極力省くことを建前として三ヶ月分とか、四ヶ月分とか、云はずに實際的な解決を図りたい。

マーケット 本件は社会的、経済的、政治的に重要な問題であることはよく知っている。財源の有無については検討を要するが、政府が企図する解決策を未だ検討中である。

池田 法律案には退取金については政令をもって定めることとする。その具体的内容は国会が済んだ後に定めるようにするかどうか。

マーケット リード氏の説明によれば、退取金以外に恩給と共済組合給付金があり、資金としては十分だから要は是等の配分の問題であるとの事だ。予算の範囲内において善処せられたい。尤もその財源については関心を持っている。

増田 今度の行政整理は初回の試みである、社会的に重要な問題であるから出来なない中を考えた。実行の考慮を予えられたことを感謝する。

マーケット ドン・フ氏が残った軌道に従って処理されることを期待する。

これからは貿易を盛んにしようとする時に当り密貿易其の他税関の十分な活動と確保し得る金と予算に組んであるのに税関の定員を減らしてこれに代った。浮いた金を他の方面に流用せんとしよう。これは政治的にのみならず考えて、他のこと

浮いた金を他の方面に流用せんとしよう。これは政治的にのみならず考えて、他のこと

26

増田 全く考えられないことである。  
増田 市場取り締りのための経済調査庁の縮減、税務要員の削減等についても然り、このウケ長について十分に配慮せられざるは、いかにやりにくうとも結構である。

増田 税関については一般三割であるが特に一割減としたが、実人員は切らずにすむ。

マウカット 無能な官吏を切るとは結構である。専売の如きは煙草と増産にこれによって財政収入を増加する必要があるのである。政治的目的からこれを切るとして、そのほかに予備である。経済安定本部、物価庁、商工省についても同様である。然しこの際はよいとお考えにならうか、向て下やりになつたら宜うか、矢敗をいた場合には注文を付けることとする。

池田 恩取金条件は、ド氏の所、直ちに所相談したいか、如何であろうか、マウカット 結構である、増田官房長は、財政面の状況を、沸騰知覚して、如何か、政治的関係から外部に種々お話になる都合も、ありたろうかと思つて、ド氏の手許における作業とお報告するようにして、よく。

経済復興計画は、もつとも強力に行ふ事を要し、そのために必要な統制の基礎となる経済調査庁、貿易振興、たの税関、その他徴税、専売等、これらも必要限度以下に切らさうにせられたい。経済復興計画が失敗すると、ド氏の云はれた如く、対日援助は止まつて、現在米国の物価は下落傾向にあり、来年はもっと下がるか、ひどく下がるであろうか、その結果米国内に於ける税収が減ると、外国と手えも金も減るから、日本に取つても重要な影響を及ぼす。これ等の関連をよくお考えになつて、国内的な政治問題は出来るだけ抑えなければならぬ。平和条約が早く締結せられ、援け資金と必要とするであろうか、その場合は、E.C.A.の如きもので、資金を提供することとなるが、其の場合の基礎条件は、国内の経済安定度如何にかからなければ、従つて、本年は強力な施策を必要とし、もし失敗すれば、来年は更にドラスティックな措置を取らなければならぬ。守定が違つたならば、資金的援助も得られない。

池田 右話はよくわかつた。

RE<sup>9</sup>-0007

0238

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

三ノス 徴税機構の改組指令は忠実に実現せしむべきであることと強調する。

シヤウワカミツシヨウのフー(ニ)氏が実情を視察されて税務行政の不備に驚愕しておられることは徹底的に改革を要する。司令部全体が不件に關し最優先順位を与えておられるにかかわらず、日本政府は適切な関心を示すべからぬ。税制そのものよりもこの方面の改革がより重要である。

マーカーット 税務行政は非常に能率的にやらなければならぬ。

生糸の滞貨三万俵の分については従来の四二〇月クレジットが三六〇月となったため生糸の困難と貿易特別令計による賣買で救済することはこの分に限り別に反対しないかとどうか考えぬ。

池田 政府としては生糸についてヤミと他のものにも波及する虞があるから、今より如何等の措置をする積りは無いが、見透しとしては生糸だけに口を何と口づけなければならぬ。

マーカーット それでは尚考慮の上策と税務出ぬかたい。

リード 貿易資金特別令計の中、援助資金関係及び外国為替資金は商工省から外国為替管理委員会に移管すべき旨の指令が既に実行されておられ、法律によつて政府に権限をゆだね政府がその移管を行つておられる法律案を作つたが内閣は輸入補助金の増加その他予算修訂の問題を惹起するおそれを賛成しない。指令実行のため何となく緊急措置を要する。

池田 この際法律案又は予算を国会に提出しなくては、政令によつて目的を達することができない。

マーカーット リード氏と相談の上、實際的な解決を図りたい。

以上

大藏省海外特報(二二九号)

昭和二十五年五月二十五日

中下二、岡下印

次長

経済科学局との定例会見記録

石田官房次長 記

出席者

政府側 池田大藏大臣、渡辺官房長、石田官房次長、鈴木事務官、  
宮沢秘書官

司会側 コーニン、ルカウント、リードの諸氏

コーニン

定員法はどうなっているか。

池田

参議院で修正案が出て衆議院に上るには是を考究中である。

修正案は食糧管理関係及び林野関係の人員削減の方を減年  
としようかである。

リード

食糧の方は十八の案を十にしようとしていたが、これに  
ついては今朝食糧管理の人が来て閣議においても諒承して下さる事であ  
る。林野関係の方は此の間から復活を案じたものである。内閣の立場  
はどうか。

池田

閣議の方針は食糧管理については十八の案減である。今度の案は一般に  
予算より大きく切つてある。政府としては原案を變更しなくない。

リード

退職金の件はどうなつたか。

池田

予算の枠内ではある。近いうちに非相談に伺う。

コーニン

外日為替資金の特別会計設置の問題はどうなつたか。

池田

本日ポツダム政令を公布することになつてゐる。

コーニン

三エース以外に何等の情報がないか、米口の下院才出委員会が対  
日援助資金が七千四百万弗削減されることになつたらしいが現在どう  
なる最終的には定まつていない。

渡辺

対日援助見返資金特別会計の予算額を減らさねばならぬが、米口  
の会計年度と日本の会計年度が重複している点を考慮する必要があ  
る。

コーニン

其の通りである。その外に三三〇日と三六〇日との問題もある。今は未だ  
決定すべき時ではない。今後種々の意見が三エースが入つて来ると思ふが自  
分は米の詳しい詳細を知らない。また下院や上院で如何なる決定をするか

E.V. 1.0.1-1

もわつらないのであり、日本政府が何かスニ... 注意せられ、特に他の因縁に不慮を... 情報は海外に商務官と派遣する話がある... ことに抑さえることのないようにせられたい。

リード 昨日援助見込資金の使用について日本政府は既述の方針を... ようとしているのではないと思うが、今の段階では余りくわしくは云はな... 安本方面で種々言っているようであるが使途は緊急不可欠のも... のに限られべきである。安本にも注意をしておく積りである。

池田 私も同感である、程にはまだない陳情が澤山あるが、私は閣議に... おいてもさうわけて特定のものにだけ使用すべきことと力説している。

ルカウント 安本は試案を司令部に提出して司令部の出力を見積りな... 池田 預金部資金の本年運用計画として、地方債三三億用を引受... けることについては、なお相当の余剰資金があるから、これは確定な... 社債に運用したいと考える得意見を伺いたい。

リード 預金部資金の運用については、本年予算編成の当時から研究を... 要するところだが、その暇がなかった。これはから考究したい。口合では... 預金部資金中、簡保等の資金は厚生省及び逓信省に運用せよのん... とする動きがあるが、いふ考えとは思えない。預金部資金運用の新... 分野の拡張が考えられるが、具体案はまだ持っていない。

資金がここから来るかその性質を考へる必要がある。またこれは日銀の... 政策委員会が融資方針として一体的に考慮せられるべきものである... 復金融資が止まると一ヶ月半位に及ぶが、昨日援助見込資金が動... 出すまでは未だ時間と要するから、此の間の三ヶ月位はギャップが生... ずる一方金詰りは非常にひどく、なつて来ていまして、何等か緩和の方... 策を講じなければならぬ。融資に関する新案は政策として、融資... 方針の三五%の問題、日銀の貸出方針、預金部等につき検討を要... する。

リード 方針については目下研究中であるが、日銀の政策委員会において取... 扱へる問題である。

池田

日銀の政策委員会は早く作らねばならぬが、現状は非常な金詰りであつて、デイス・インフレよりもデフレ的な傾向を示しているか何とかなければならぬ。預金部資金はかかる状態の緩和に後立つと思つて、ドンチ氏により編成された予算擁護のために、大層も自分達も戦つていたため、金融方面に手をつけろのがおくれつたのは不幸なことであつた。口会の会期も終りに近づいたから予算の目的を達成するなり、予算と関連した金融問題と総合的に研究し、信用政策の具体化を図らねばならぬ。

池田

お説の通りである。これが解決の一つとして、日銀の高率適用の問題がある。市中銀行はより利度のたつ日銀からの借入を好まず、手持資金がある日銀に返済してしまふ。暫定的にこの利度を外すべき時ではないかと考へるが、如何であろうか。

ルカウント

現在研究中である。

池田

ニッ制度は議会の始まる直前にやつたので、その後日銀からの強い要望もあつたが、すぐ変更するよりは工合が悪いので抑えて居つた。現在の段階に下れば、緩めてよいと思つた。

ルカウント

ニッは市中銀行は日銀から多額の借入をして居たが最近状況が好転して日銀に返済してある。

池田

政府資金の撤布超過額は四百乃至五百億に達しているが、高率適用利度のたつ、市中銀行が日銀に返済するまで、通貨は収縮傾向にある。

トエン

経済状態も安定して来たから、此の際金利問題と全面的に再検討する必要がある。年割と引よる高金利は企業はやり行けないのではないか。

池田

金利を引下げるに越したことはないが、資金コストが安いから一割でも銀行が配当できるかどうか分らない。

ルカウント

日本の戦前の利率は七・八%であつて、日本は大体高金利に居る。もう一つは高金利と主張するわけではない。

トエン

私が言つて居るかは問題と全面的に再検討すべきだということのみであり、銀行のコストは高過ぎるであろう。



リード 公団融資の問題であるが、復金からは出ないことになったけれども、公団は政府機関であるから、市中銀行から融資するのは適当ではないと思ふ。兎に角信用政策を大きく総合的に考えよべき時期であり、金利の問題はそれ一部である。

コエシ 来月の通貨発行量は上の位になる見込が。

池田 三二〇億円の三三〇億円の位を理想としている。

ルカウソト 政府支払の遅延対策も殆んど片付いたから、政府支払によって通貨が増発になる虞はあるまい。

池田 租税が入って来ないうちに本年、及予算の支費が起る。

コエシ 増発よりもデフレーションの方が心配である。

池田 それだから、予金部資金の運用について考慮されているところである。

コエシ 暫定的な措置を至急講ずる必要がある。

リード 公団手形の引受も考えた方がいいかとも思ふ。

コエシ 今後の予算の運営によつてデフレーションになる。

池田 それも非常に心配してはいるが、企業を合理化を内滑りに行つた人員整理をする場合の退職金について政府で何等かの措置を講じてやる必要がある。

コエシ 万が一と云ふことは研究しよう。

池田 融資の必要額を調査中であるが、日銀で約五丁の会社について調べたところによると、約十四億円である。整理によつて採算かとれるようになるから、危険な融資にはならぬ。一銀行にやらせるのではなく、シンジケートを作つてやらせたら好いと思ふ。

次に日銀の政策委員会の委員の候補者名簿を提出する。追放該当者が推薦されたら、それを除いてある。ルカウソト 今のうちでも研究中である。

以上